

第 2 回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年 9 月 12 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和元年 9 月 30 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和元年 9 月 30 日 午後 3 時 30 分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
6 番	竹 原 祐 一	7 番	岩 下 礼 治
8 番	谷 崎 利 浩	9 番	園 田 浩 文
10 番	菅 敏 徳	11 番	市 原 正
12 番	森 元 秀 一	13 番	大 倉 幸 也
14 番	田 中 弘 子	15 番	五 嶋 義 行
16 番	藏 原 博 敏	17 番	古 木 孝 宏
18 番	田 中 則 次	19 番	河 崎 徳 雄
20 番	湯 浅 正 司		

欠席議員

5 番 立 石 昭 夫

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	阿 部 節 生
土 木 部 長	吉 良 玲 二	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	松 岡 幸 治
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	藤 井 栄 治
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	古 閑 政 則
まちづくり課長	荒 木 仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	本 山 英 二	議 会 事 務 局 次 長	山 本 繁 樹
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第 1 発委第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

追加日程第 2 発委第 2 号 主要農作物種子法に関わる熊本県独自の条例制定を求める意見書の提出について

追加日程第 3 発議第 3 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。5 番議員、立石昭夫君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「一般質問」を行います。

毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問を、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましてはご遠慮いただきますようご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、携帯電話の電源は必ず切ってご入場いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

13 番、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番議員、大倉でございます。おはようございます。2 日目の 1

番目で一般質問を行いたいと思います。今日も7人ほど予定されておりますので、早目にさっさといきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番目の質問であります。阿蘇市のイベントなどが近年、天候不順に影響などでいろいろ中止になっております。昨年は神楽フェスティバルなどが台風の余波ということで中止になった。それから、また今年は波野の納涼まつり、あれも中止になっております。昨年は天候もあの日の回復して、やってもよかったんじゃないかと思えますけれども、そういうところの段取りといいますか、天候が回復した場合とか、いつも準備はちゃんとされていると思えますけれども、あまりにも3日ぐらい前から中止ということで連絡があつておりましたけれども、なるべくならお客さんも楽しみにしておられますので、中止しない方がいいと思っています。そういう流れというか、そういうところをちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） おはようございます。それでは、ただ今の質問にお答えいたします。

大倉議員には、本当に神楽フェスティバルにご家族でいつも参加していただきましてありがとうございます。こうしたファンの方々が1年間楽しみにしておられて、そして雨天で中止というのは、本当に残念がられていると思っております。ただ、神楽フェスティバルで申しますと、会場が屋外でありますので天候に左右されてしまうのが現状でございます。中止する理由としては、有料でありますので観覧中濡れてしまったとか、傘で前が見えなかったとか、観覧中の環境の悪化、それと神楽の方たちの衣装とか楽器が濡れてしまう、そういった理由などでやむなく中止としております。判断基準といたしましては、前日に気象庁の方が、そこの市役所の隣にいらっしゃいますので、前日の昼にギリギリまで待って、実行委員会のほうで昼までに決断となっておりますので、なるべくギリギリに気象庁の予報をお聞きして、それから明日の降水確率が50%以上のときは中止という判断をさせていただいているところです。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 天候には勝てないですけれども、神楽の衣装などが濡れて大変なことになるのでわかっておりますけれども、その一方、楽しみにして、日曜日が休みじゃない方はお休み取ったりして家族で計画されている方もおられると思います。なるべくなら会場も雨に左右されないような会場を選んでいただいて、波野の場合は体育館なども広いところはあんまりないと思えますけれども、何とか神楽苑でも雨対策というか、そういうのをしてもらって、当日ちゃんと、よっぽどの天候不順でない限りできるようにしてもらえば、全国規模の大会ですから、そういうのはなるべく中止にしない方がいいんじゃないかと思えますけれども、会場について、どういった計画を持っておられるか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 会場につきましては、今回ちょっとどうにか、体育館のほうで計画できないかということで、波野小中ではちょっと狭い、駐車場も使えないということ

でしたので、阿蘇体育館のほうを検討をしました。しかしながら、結論としてはやはり波野でやりたいということになっております。雨対策は以前もシートで工夫するとかやっておりますけれども、ビニールシートを敷いてその上にお座りいただくというタイプで観覧いただいておりますので、どうしてもお尻の方が濡れてしまうということであまりよくありません。仮設の一時的なものであれば約300万円ぐらいかかると聞いております。全天候型をとということでいつも実行委員会の中で話が出るんですが、やはりよその自治体の例を聞いてみますと数千万円かかるということですので、よほどの利用計画がないと手出しできない、そういったことになっております。開催の時期とか、そういったものも含めまして、もう常に雨のことは実行委員会でも課題に上がっております。また、深く私たちもこういった意見をいただきましたので、また来年に向けて検討したいと思います。今のところ、今年は天候がいいようでございますので、議員の皆さんもよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 天候が今年は安定するということで安心しておりますけれども、今年は上の草原のほうですか、どちらで行われるんですか。何年か前は板張りのほうでやられたんですけれども、場所的には上の方が、北側のほうが本当にいいと思いますけれども、雨とかそういう、ちょっとした天候不順とか考えたら、板張りのほうでテントか何かでもかけて、少しでも見られるようにしていただきたい、そう思いますけれども。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 裏の段々のステージで見てもらう。私が来てから一度も達成していないので、私も広報時代、あそこから撮るのが一番いいですよ。前日までに湿っていれば、ビニールシート1枚ですので、やはり前のデッキのほうで変更させていただいております。今年も台風が近づいていますので雨が心配されますけれども、私もできたら表の段々の芝のステージでやれるよう天候をお祈りしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 成功しますように祈っております。私たちも家族で楽しみに毎年見にしておりますので、今年は安心しております。

3 番目の質問です。消防団の競技大会が、玉の落とし競技大会、標的落とし競技大会が今年も雨で中止となりました。昔は、多少の雨でもずっと休んだことはないと思っております。一昨年も、たしか雨で中止になったと思っております。消防団の訓練ですか、そういうのが少しの雨でできないような、そういう想定は皆さん、消防団はされて、地元の人もそうですけれども、市民の方もそうですけれども、思っていると思います。なるべく訓練ということで、消防の場合は、火災の場合は雨風でも皆さん出動して消火とか救助にあたられますので、訓練が少しの雨で中止になるというのは聞いたことはないと思っております。その辺の、またさっきも聞きましたけれども、基準というか、そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

消防団の訓練、それから標的落としの競技大会ということで、9月1日に計画いたしました。議員の皆様方にも当日会場のほうにおいでいただくようにご案内を差し上げていたところなんですけれども、今回、また雨の影響で中止という決断をせざるを得なかったという状況でございます。今、大倉議員がおっしゃいますように、私どもも消防は雨が降っても、そういった気象が荒い中でも出ていくような活動をするのが消防団だと思っております。しかしながら、合併しまして消防の団数、それから車両の数等もかなり多くなっております。前々日、金曜日に消防団幹部のほうと相談をいたしまして、当日の開催はどうだろうかということ相談いたしましたところ、やはり今、内牧の遊水池のほうを会場選定いたしております。こちらのほう、やはりぬかるみが出てくると標的落とし競技にはクレーン車に来てもらって作業をするという形になりますので、この雨の状態が、当日降ってなくても前日までの雨でやはりぬかるみがあるとこれが傾いて危険が高いということではなかなかそこが使えないということもございまして、我々のほうも当日は、標的落とし競技は延期なり中止するなりにしても、規律の方を、そのところは消防のほうで重んじていかなければなりませんので、規律の方の通常点検、そちらのほうだけでもどうにかできないだろうかということで会場のほうを当たってございましたけれども、なかなかイベント等も入っている、それから消防の車両も70台を超えてありますし、また来賓の車等もあるということで、ちょっとその確保ということができないという判断で、今回も中止という判断をさせていただいているところでございます。当日、消防団の団長さん、それから幹部の方々とも相談をいたしまして、そこはやむを得ないけど、規律はどこかでせないかんばいという話をしております、規律の訓練のほうは毎年1月に初め式でございますけれども、この際にでもやっ払いこうということで確認をしておるところでございます。

判断基準といたしましては、当日の状況で、前日までもずっと前線がありまして雨が降っておったと。ぬかるみがあって、气象台からも防災メールという状況で来るんですが、日曜日にも雨で翌日もぐずついた天気ということでございまして、当日の降水確率、熊日新聞等でも60%の予報でございました。こういったことから、当日はそういったことで中止をさせていただくという判断をさせていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 私たちが消防団におるころは、各小学校とか回って行われておりました。そのころは旧阿蘇町時代で、車両もそんなに多くなかった、団員も多くなかったということで、一の宮のほうは阿蘇神社の前で何か行われていたように記憶しております。前は、竿を各分団で受け持ちの分団を立てて、それに籠をつるして、前日ぐらいからみんなで大事して会場をつくってやっていたのを思い出しております。今は、25tクレーンで籠を吊り下げて行っておりますけれども、会場は遊水池ということで、25tクレーン、ああいうのがよっぽど天気がよくないとぬかるんで入らないということで、会場の選定、要するにアピカとか、廃校になった学校の地盤のいいところとか、そういうところを最初から選んでやられたらどうでしょうか。消防団もそれに向けてみんな何箇月か訓練をされておりますので、なるべくならそういう場所を選んで、当日少しの、災害が起こるような雨だった場合は中止

でやむを得ませんけれども、なるべく消防団の士気が低下しないように、会場のほうもちゃんと選んでいただきたいと思いますけれども、その点はどうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 議員がおっしゃいますように、会場の選定というところですが、アスファルトの部分で競技をしようということも考えたところがございます。しかしながらリアカーを、これを引いていって急な停止とかいう形になりますと、非常に危険性が上がるということもございまして、今回は会場を移動してというところはいこいの村でありましたりとか、アピカでありましたりとか、大きな駐車場がある部分についてどこかできないでしょうかということで検討をしたところでございます。議員がおっしゃいますように、ある程度地盤が固いような広場、そういったところを検討するという形で、また消防の幹部会のほうでもそういった場所の選定、あとは分散して開催するとか、そういったいろんな手法を、クレーンじゃなくて、今おっしゃいますように何らかの標的をつくってそこにやるとか、そういった手法もいろんな角度から幹部の皆さん方とちょっとそのところは模索していきたいなと思います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 阿蘇市はそういう体系でやられておりますけれども、よその市町村というか、そういうところはお聞きになられたことがありますか。私もちょっと調べたんですけれども、あんまりいろいろ出てないので、よその地区の競技大会の形態ですね。そういうのを調べられましたでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 私どもちょっと他の団体さんで聞いたところは、一斉放水とか、そういった形ではやられておるんですが、なかなかその標的落としの競技という形は、いわゆる玉落とし、そういった形で歴史を持ってやられているというところはなかなか少のうございまして、そういったところについては大きな部分、河川敷だったりそういったところでやられてたりというところはお聞きするところがあるんですけれども、なかなかそういった部分についても市の中にはないというところございまして、当日の水の確保、それから団員がケガするようなことがあってはいかんの、そういったところを考慮しながら選定していきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 消防団の士気が今後も低下しないように、そういう伝統ある競技大会ですので、なるべく続けていかれるように努力していただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、大きな2番目の質問でございます。旧山田小学校の利用についてということで、最近山田小学校のほうの管理もちゃんとできとるかなと見ておりましたところ、昨日小学校の元父兄、保護者の方にお会いしましたところ、内牧小学校の草刈りとか終わった後に自分たちで山田小学校の草刈りをしてやっておりますということで、今後どうなるとだろうかということで相談を受けました。今後、利用ということで先日、子育て支援センターの仮移

転が計画されて決まったわけですがけれども、私たちは山田小学校が再利用されるということで期待を持っております。子育て支援センターの現在の状況とかいろいろ、利用の形態とか、そういうところをちょっと最初にお聞かせいただきたいと思います。しております。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

子育て支援センターの形態とか、そういうことということなので、概要をちょっと説明させていただきますと、保育園と大きく違う部分ということで、例えばと保育園はまず預けるということで、親がそのまま子どもを預けて、勤労とかに出られることになるんですけれども、子育て支援センターは保護者が必ず同伴と一緒に利用する。保育園の場合は利用資格等がもちろんありますけれども、子育て支援センターは特に利用の資格というのはございません。保育園が特定の多数利用になるんですけれども、子育て支援センターは不特定多数、決まってない人が利用されるという形です。保育園は保育料等が必要ですがけれども、利用料とかは子育て支援センターについては、イベントなどの実費については徴収しますがけれども、基本的にお金のかからないという形で、保育園は先ほど言ったとおり勤労や疾病等々で子どもを見れない、そういう時間帯に預けて保育をしてもらうというのが目的ですがけれども、子育て支援センターは子育て中の保護者が一緒にあくまでも利用する施設ということで、児童だけを預けて親はどこかに行くとか、そういう利用はできません。利用目的とか利用形態、利用時間等は、個人個人でバラバラです。毎日行かなきゃいけないということもありませんし、何時に行かなきゃいけないということもないです。開園時間中であれば、いつでも好きなときに行けると。ただ、そういう支援センターの大きな目的としては、孤立しがち、やはり子育てをしていると家の中で子どもと二人きりで長時間過ごしたりして、孤立するような状況が出ます。その中で子育ての情報共有とか、子育てにおける悩み相談、同じ子育てを行っている保護者同士の交流の場、友達づくりとか、そういうことを目的にやっております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 大体内容はわかりましたけれども、何人ぐらいの方が利用されているんですか。保育園の今待機児童と言われる方々も皆さん利用されているわけですか。人数とか、そういうのがわかったら。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 一応、今回のぴよぴよ広場という阿蘇市直営のところの人数でお答えさせていただきますと、実際の利用者、実利用は100組ぐらい。常時利用というのが10名程度で、イベントのときとかは50とか、60、70と膨れ上がる可能性もございます。年間、延で大体9,000人程度は利用されているということになります。待機児童という話なんですけれども、待機児童の方ももちろん来られる可能性はありますが、これだけじゃないですけれども、多くは共働きじゃない、保育園に預ける資格を持ってないという方の0から2歳、そちらの方が主に最初利用を始めて、で保育園に預けた後、幼稚園に預けられるようになった後でも交流とかで、今まで自分が恩恵を受けてきた、こういう悩みを解決してもらったというのを次の世代へ引き継ぎたいという親の気持ちで通われている方もいらっしゃる状

況です。

今、職員は4人です。1名が市の職員になっております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 先日、山田地区の人、何人かに聞きましたけれども、皆さん、やっぱり子育て支援センターが山田に来ると、仮というのはもうなくなっていますね。今度山田に子育てセンターが来るってねと、そういう話になっております。私もその仮をなくして、山田が子育て支援センターになるように希望しております。小野田地区、山田小学校があるところは、災害等も本当に少ないです。水害も影響なかったし、地震も大したことなかった。それから、今、火山灰が降っておりますね。山田地区は火山灰ほとんど、もう少ししか影響受けておりません。環境的に一番いいところじゃないかと思っております。交通の便とか前ちょっと聞いたときに言われたことがありますけれども、幹線道路ができて、赤水からでも15分ぐらいしかかからない、ちょうど阿蘇市の真ん中であって、本当にいいところじゃないかと思っておりますので、このまま仮を外して、ずっと山田で続けたらと思いますけれども、そういうところはどうお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） やはりそういう子育て支援施設を歓迎してもらおうというのはすごくありがたいことだと思っています。まだまだ社会情勢上、いろんな子育て施設、反対されている地区さえあるのに、そういう歓迎のムードをつくってもらえているのはありがたいと思っております。現在、本移転場所の検討は、保護者の意見とか、先ほどちょっとおっしゃられました現地からの、今のあるところからの距離、過去の水害・土砂災害の被災歴とかを考慮しつつ、市の遊休施設を利用した移転を検討しているところですが、山田小学校への移転については、やはり阿蘇地区の子育て支援センターになるんで、その位置的なものと、一の宮地区の子育て支援センターがりんどう保育園になるんですけれども、そこちょっと近すぎるという部分。一番最終的に今のところ結論として出ているのが保護者の意見等から、やはり利用するに距離が遠くなるとか、そういう部分がありまして、本移転場所として選定するのは考えていないところです。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） いろいろ理由を言われましたけれども、距離とかいうなら、山田保育園も大分よその人が来られているんじゃないかとみんなちゃんと来て、何も言わないで登園されております。その時間的なものは、たった5分か10分しか変わらないんです。要するにやっぱり環境が一番じゃないかと思っておりますので、ぜひ山田小学校も移転の場所の候補に入れていただいて、今後検討していかれたらいいんじゃないかと思っております。子育ては一番環境が大事じゃないかと思っておりますけれども、そういうところを強く言っておきます。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 実際に検討段階で山田への本移転も一応検討はさせていただきました。その状態で保護者にいろんなプレゼンというか、提案をした上で、ちょっと山田小

学校を本移転場所にするのは、その後の利用を考えるとやはり厳しいですという部分。先ほども申したとおり、利用形態がどうしても好きなきに、ちょっと時間が空いたときに行ける、そういう部分ですと、その時間が難しいと考えられている保護者が多い。それだけでももちろんありませんけれども、そういうところを考えて、市としては一応仮移転場所として決定をさせていただきました。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） なかなか食い下がっても、そういうことで、ぜひいい場所を選定していただきたいと思っております。

それでは、3 番目の質問に移りたいと思います。自転車の振興についてということで、阿蘇市はコギダスというテーマで自転車の振興を今図っておられるところです。内牧のサイクルパーク、MTB パークの現在の利用状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の質問にお答えいたします。

マウンテンバイクパークの利用形態は3 つほどありまして、一般の利用と練習コースとしての利用ですね、イベントの利用になります。一般利用につきましては、常時管理人を置いておりませんので、はっきりした数字はありませんが、パーク内に設置している自動販売機の販売本数が月 87 本で、昨年の 1.7 倍と上がっております。近くの人にお聞きしますと、放課後や休日に利用されており、また近くにレンタル自転車を持つホテル等がございますけれども、そちらからもご案内をされているということです。ただ、いずれも利用時間が短いということで、コースを周回回ったらもう帰るといった短い傾向になっております。練習コースとしての利用は、近くの保育園が練習に利用されているほか、無料でどなたでも参加できる自転車教室、トライアル教室といえますけれども、それを毎週水曜日に午後 6 時から 8 時まで行っております。プロの指導が受けれるとあって、市外からも参加もあっており、大人の方の参加もあっております。1 回の教室で 8 人から 14 人が参加しています。イベントの利用では、年に 2、3 回ではありますが、ストライダーのレースを行っています。毎回 80 名程度の来場があつています。これも参加無料ということで、他の自治体の方々からうらやましい環境と言われますけれども、パークの利用としては多い方とは言えませんので、引き続き周知を図っていききたいと思います。大倉議員も詳しいですけれども、パンプトラック、あれはアップダウンで、最初のこぎ出しだけでほとんどこがないで進むという遊びのコースですので、そういった遊び方を教えられてないのも理由の一つにあると思いますので、自転車教室は今後も継続していききたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 利用があつているということで、私もときどき見ておりますけれども、人数は 4、5 人で遊んでおられると思います。一番心配されるのは事故ですね。自己責任と言われますけれども、私たちも自転車、今最近始めておりますけれども、バイクのほうのレースの練習場もやっております。スポーツ安全保険に加入しておられない方は、一切走行禁止ということで行っております。全国的に私が聞いているところでは、もうコースの

責任にすぐされるんです。本人はいいんです。だけど、保護者とか、そういう人たちが後からだんだん安全管理がなっとらんと、こうやられるわけです。ですから、もし何か事故が起こったら、相当な賠償を払わないかんとなくなっている時代です。ですから、私たちもそうやっておりますけれども、やっぱり一番心配されるのは事故ですね。保険のほうというか、安全管理面はどうされておりますか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） これ、パークを開けるときに、学校関係者の方にもご説明して、保護者の家庭にも全世帯にチラシをお配りして周知をしました。これに特に書いたのが、あらかじめ自転車の賠償保険等、それとご自分の子どもさんの傷害保険には加入した上でご走行くださいということですね。それと、事故もヘルメットとか、足当て、肘当てを推奨するとともに、あそこでの事故、ケガは一切責任を負いませんので、保護者のしっかりした管理の下、行ってくださいという周知をしております。看板も設置をしております。今は、正直その段階でございまして、特に上級者コースとか、トアイラルの部分、ちょっと上ったら転倒する部分もございます。そういった部分もありますけれども、今のところはそういった啓発で、あとは危ないところにはロープをお張りするとか、そういったところで行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） その事故が起きないように祈っております。目的というか、自転車のあそこのMTBパークの目的、自転車の普及もあると思いますけれども、競技者の支援、観光、イベント、いろいろありますけれども、どういうのに重点を置いて計画されたか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） マウンテンバイクパークをつくった経緯について、少しご説明します。サイクリングツーリズムを始めるにあたりまして、まずは今おっしゃったように市民の皆さんに興味を持ってもらうこと、普及が重要であるということで、平成28年の10月のサイクリングツーリズム開始当初から無料での自転車教室を行ってまいりました。その中で、子どもたちが自由に乗れる場所が必要ですよと、定期的でなくて。ということで、コギダス協議会の中で意見が高まりました。それに、幸いにも地域に自転車を教えられる方が数人いらっしゃいました。そういった指導の体制が取れることも決め手の一つでした。マウンテンバイクパークというのは、大体自然の中にありますけれども、温泉街の真ん中につくりましたのは、1つ目は初心者コースとして誰もが利用しやすい場所ということ。2つ目は人通りの多い場所で、ここはサイクリングのまちというサインとして、またコギダス協議会という看板を設置しておりますけれども、地域の若者の取り組みの拠点、ラウンドマークとして。3つ目に、温泉を楽しみにきた旅行者も気軽に利用できる場所、内牧の賑わいづくりのためにということで、そういった理由もありまして、パークの造成費用につきましては全額入湯税を使っております。4つ目に、トライアル教室には日本選手権1位の子どものさんが益城町から練習に来ておりますけれども、そうした選手の輩出の場。5つ目に、本格的な

マウンテンバイクのコースが阿蘇地域でも、森の中とか原野で、いわば上級コースができていますので、そこへの入口としてなどを目的としております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 何を目指すのか、そういう自転車トライアルの選手を育てるのか、温泉に入ってもらえるのか、その辺があんまり私ははっきりしないと思います。温泉街というのは、やっぱり風情が一番じゃないかと思っております。大体自転車のコースがああいうところに、自転車モトクロスというか、自転車トライアルのコースとかというのがまちの温泉街の入口にあるというのは、あまり聞いたことはないんですけども、本当言うならちゃんとした山とか、アピカとか、ああいうところにちゃんとしたコースをつくって、自転車のサイクリングロードかな、そういうのもちゃんと整備していったほうがいいんじゃないかと私は思っております。私たちもそういう関係でいろいろ先ほど写真あげましたけれども、そういうのをやっております。それでも、九州管内から 1 回レースすれば 40 台、50 台、大人、子どもが来て参加して、2 km から 4 km のコースでレースを楽しんで帰られております。そういうところをやったほうがいいんじゃないかと私は思っております。たったバイクトライアルとか、X ゲーム目指すような人はほとんどいないと思っております。じゃなくて、そういう原野を走るツーリング的なマウンテンバイクのレースとか、そういうのを普及したほうがいいと思っております。そういうところについては、どうお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 大倉議員のおっしゃることはよく理解できます。こういったレースのことも、すみません、ちょっと知りませんでしたので、やっぱりこういう民間の取り組みも情報を共有しまして、段階的にこう広げていったり、自然の中で乗るのが一番でございますので、段階的に進めていきたいと思っておりますので、今後とも情報共有等、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） この前、何かチラシで見たんですけども、今度自転車のツーリングが計画されておりますね。その参加状況とか、そういうのはもう把握しておられますか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、2 つ、10 月 5 日は三愛のほうであります、1 つイベントが。それと、11 月の中旬にもう一つジャパンエコトラックのレースがございます。今まだ私のほうで参加状況は把握しておりませんが、申し訳ございません。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） もう時間もそろそろまいっておりますので、これで終わりにしますけれども、何をもくてきにするかですね。ちゃんとはっきりした目的で自転車の普及をしながら、観光もちゃんと目標に入れて阿蘇に来ていただくということで、あそこだけじゃなくて全体的に自転車が阿蘇で乗れるような環境とか、そういうのを目指していただきたいと思えます。

以上です。それでは、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（湯浅正司君） 13 番議員、大倉幸也君の一般質問が終わりました。

16 番、藏原博敏君の一般質問を許します。

藏原弘敏君。

○16 番（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。9 月の定例会もいよいよ今日が最終日になりましたけれども、一般質問をさせていただきます。今回は、通告しておりましたように、3 点につきまして質問をいたします。

まず、1 点目の異臭問題につきましては、皆さんご存じのように、3 月の定例会で質問をさせていただき、今後の阿蘇市の方針を示してもらったところでございますが、今日、6 箇月を経過した段階で、その進捗状況について質問をしたいと思います。

まず、前回の答弁の中で、農政課長はモニター調査を実施したいと。そして、その体制としては、13 名程度の方をお願いをしているということでございました。モニター調査自体は、昨年のたしか 10 月から行われていると思いますが、それからしますと 1 年を経過します。現在までの集計はどのようになっており、またモニター調査の結果、何が見えてきたかということについてお尋ねをいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、今年 3 月の一般質問のほうでモニターさんの調査についてご説明をしたところでございます。臭気モニター調査でございますけれども、昨年 10 月から調査、集計をいたしておりまして、毎日、1 日に 4 回でございますけれども、朝・昼・夕方・夜間でございますが、それぞれ 1 日 4 回、各モニターさんの嗅覚の判断によりまして調査をお願いいたしておるところでございます。その都度、モニターさんからの調査票を回収いたしまして、データをまとめているような状況でございます。1 年ということでございますけれども、集計データを見てみますと、調査箇所によっては臭気の強度に格差が若干見られるような状況でございますけれども、朝方でありまして夕方を中心といたしまして、非常に強い臭いが、臭気が、慢性的に確認されているというデータが見られます。臭気強度の高いモニターさんからの聞き取りでございますけれども、無風の状態、いわゆる空気が淀んだ状態でございますけれども、その夕刻でありますとか、翌朝でございますが、非常に強い臭気が感知されているという報告も受けているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 精力的にモニター調査をお願いしているということでご苦労でございますが、私も経験しますと、むしろ風の吹くときよりも朝有のどんより淀んだときのほうが臭気が強い。そしてこの質問に先立ちまして、地域のほうを何軒か聞き取りをして回っております。現在でもその臭気が続いておりますでしょうかということ尋ねましたところ、全然変わりませんということで、10 件ほど回りましたが、ほとんどの方が臭気を感じておられます。それで、今のモニター調査の結果と私の感じたところは同じで、どんより淀んだ気流の流れで臭気が淀んでくると。そうすると、地域的にも、極端なことを言いますと、

坂梨小学校から大阿蘇病院の範囲と、このあたりが一番臭気が淀みやすいと私は感じております。それで、モニター調査自体は、先ほど課長が答弁されましたように、個人の感性によるものということで、機械の分析を行いたいということで、3 月定例会に異臭の簡易の計測器を購入される予算が計上されました。たしか 30 万円だったと思います。そこで、その効果はどうだったかということで報告をいただきいたと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今、議員のほうがおっしゃいました簡易測定器でございますけれども、昨年の 12 月の補正予算で計上させていただきました、平成 30 年度に購入をいたしております。この測定器でございますけれども、臭気の強度について測定できるものでございまして、いわゆる簡易版ということでございます。広範囲で大気中にございます多くの物質、いわゆる複合臭でございますが、我々が測定したい物質、基本的に畜産関係の臭気でございますけれども、そういった 6 物質以外の臭気も、物質も複合的に感知するという状況でございまして、確実な関係物質の強度測定には至ってないような状況でございますので、今後は、先ほど申しました朝方、夕刻を中心とした中で、定時の時間設定を行って、朝方、夕刻の時間を、非常に臭いの強度が強い時間帯に活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 30 万円程度の測定器では、特別な効果はなかったと。簡易的な部分を調査したと受け取っております。

それで、これまで今、課長から答弁をいただきました結果だろうと思いますけれども、今定例に補正予算さで 461 万円計上されまして、異臭対策調査委託料というものが承認をされました。その詳細な内容と目的、そしてこの調査結果につきましては、例えば発生源確定したときにどのくらいの法的な説得力、それがあるのか。そこら辺も含めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 本定例会で補正予算ということで臭気対策調査委託料を計上させていただいたところでございます。畜産臭気の原因とされます悪臭物質、これは悪臭防止法で 33 の畜産に関わる物質以外の、工場でありますとか、いろんなところから発生する物質が 33 ございます。そのうち畜産に由来するような物質が 6 物質ということで、今回はこの 6 物質を対象にいたしまして測定を専門の業者に業務委託をするようなことで計上させていただいたところでございます。調査地点については 12 箇所でございます。併せまして水質検査ということで、古恵川の水質検査も併せて行うような形で予定をさせていただいております。内訳につきましては、臭気モニターさんのポイントとして 5 箇所、それから畜産農家、これについては法人事業者、個人経営者でございますが 4 箇所、それから市の所有施設ということで 3 箇所予定をさせていただいております。

今回の業務委託のほうでそれぞれ 12 箇所と水質検査 1 箇所でございますけれども測定を行うわけでございますが、調査の結果に基づいて、いわゆる規制基準の範囲内であればあれなんですけれども、規制基準を超えた場合については、これについては悪臭防止法に基づき

まして市町村が指導勧告、命令等ができる条項になっておりますので、結果次第についてはそういった部分を実施してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 重ねてお尋ねをします。先ほど臭気 33 物質の中で 6 物質が畜産に関わる臭気と答弁がありましたが、この 6 物質は、例えば養豚、例えば養鶏、あるいは肥育・酪農と、そういった個別の畜産に対して判断ができるものかどうか。

それが一つと、この委託先の信用度合い、法的な。ここから出たときに、仮に事業者に、養鶏なら養鶏、養豚なら養豚といった臭いが検知されましたといったときに、その企業ですか、事業体ですか、その信用性が強いかどうか。いってもそんな話は聞き耳待ちませんよと言われる程度の委託先か、そこが判断をされたら非常に法的にも拘束力があると。そのところをどのようにお考えでしょうか。

その 2 点をお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。

まず、この 6 物質でございます。畜産に由来する特定物質でございますが 6 物質でございます。まして、畜種によって、その物質がその畜種であるという確定はできないんですけれども、いわゆるそれぞれの畜産の経営の中で発生する臭いという目安が設けられているようでございます。6 物質のうちのアンモニアでございますが、これは比較的多い物質でございます。いわゆる発酵臭ということで言われているようなところでございます。非常に内容によりましては養鶏の部分が強いということで、専門家のほうからは聞き及んでおります。

それから、いわゆるその堆肥、し尿等の生の部分でございますけれども、そういった部分の物質も硫化水素でありますとか、トリメチルアミンという物質でございますが、そういったものについてはそういう養鶏以外の養豚であるとか、また肉用牛、酪農といった経営に由来する部分が高いのではないかとということで専門家のほうから聞いております。今回、業務委託ということで、市のほうに指名願いをいただいております業者さん、大気関係、大気の測定関係、それから水質関係の、それぞれ 2 つを業務としておやりになっている業者さんのほうから指名競争入札ということで考えている状況でございます。現在、指名願いを確認いたしておりますけれども、国であるとか、熊本県で業務委託を請け負っている業者のほうが多いということで、その辺については非常に業者としては好ましい業者であると考えております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） ぜひ、今度の委託料が効果的になりますように活用していただきたいと思います。

異臭問題は、阿蘇市で結んでいただきました畜産環境保全条例にも明示されておりますけれども、生活環境と畜産の振興、その共存を図るといった言葉はわかりやすいんですけれども、大変デリケートなものであります。そこで、佐藤市長も今回のことに関しましては、大変多方面に活動されていると聞いておりますけれども、その内容の一端をお知らせいただく

ことと、今後の取り組みについて、市長のお考えを確認したいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答えを申し上げますと、この異臭問題については今始まったことではありませんし、阿蘇市にとっては大切な課題で、ぜひとも解決をしなければいけないことだと思っております。イコールそれは今後の阿蘇市の定住化の問題とか、観光の問題とか、もちろん畜産の振興の問題、農業の問題、いろんなところに関係してきますので、ぜひとも解決をしていきたいと思っておりますけれども。ちなみに一つ例を取ってみますと、3月の終わりから4月の初めくらいであったと思います。特に皆さん方の潜在的意識の中でもある養豚場についてが非常にそういう臭いが発生するんじゃないかということがありましたので、直接そちらの法人の会社の社長さんにもお会いをし、こういう問題があつておるということは既に住民の皆さん方の気持ちとして恐らくご存じであると思うから、おたくのほうも全国的な展開をしておる。よって、この異臭、臭いについては、ぜひとも協働しながら軽減をして、なくしていくようにということで協力を願いたいということでありました。その法人についても、自分のところではそういう異臭の問題については測定をしておるということで、そういう統計も出しておられるようではありますけれども、何らそこには問題がないということではありましたが、いやいや、そういうことではなくて、阿蘇市のこれからの取り組みとして、ぜひともお宅を特定するわけではない。でも、専門的なそういう調査機関とか、専門的な臭いの消し方とかいうことは恐らくお持ちであるから、一緒になって取り組んでほしいということで協力を全面的にいたしますということもありましたし、それを踏まえまして、横浜のほうにありますけれども、その法人の本社のほうにも行って社長さんをお訪ねして、社長はちょうど外出中でありましたので、執行役員ともお会いをし、その旨のことをはっきりと申し上げて協力体制をしていただくようになりました。イコールこれはその法人だけではなくて、先ほどから出ておりました養鶏の問題とか、あるいは他の問題とか、いろいろありますので、そういう方々も職員が行ってご理解いただいた上で今回の測定の予算をさらに踏み込んでやっていこうということで今なっておるところでありますので、ぜひともそれを踏まえたところで、また特定できればいいんですけども、特定できなくてもその臭いがあるということは間違いがありませんので、また関係者と一緒に協議会等をつくりながら、お互いに協力体制を整えてこの異臭の問題はさらに取り組んでいくという方針でおるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 市長、ありがとうございました。市長の言葉の中に、協働してという言葉がございましたけれども、職員さんにもお聞きしますと、事業者だけに責任を押し付けるのではなくて、発生源がある程度明確化したら、行政のほうと協調しながらこの改善には取り組んでいくと、大変いい姿勢だろうと思っております。7,000人の方から畜舎の移転問題につきましては不満の声が出ておりました。それとは別に、長年のこれは地元の皆さん方の大変な不満だったわけです。地域の皆さんは今後の改善に向けた活動に大変期待を持って見守っておられます。畜産移転問題が契機となりまして、この環境問題が一步步でも

着実に改善されますように、執行部の皆さん、それから我々議員らもちろんですが活動していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして2点目の阿蘇警察署移転に伴う一の宮地区への交番、駐在所の設置についてを質問いたします。現警察署は、水害に対して機能不全になりやすく、特に平成25年の九州北部豪雨災害の折には直接的な被害を受けられまして、活動に支障をきたしたということで移転が決まりまして、現在、黒川地区に新庁舎が建設されております。そのために、旧一の宮地区には警察施設が1箇所もなくなります。犯罪や違反行為の抑止力としての交番の設置を望む声を区長をはじめ住民の方々が大変大きく湧き上がっております。市長をはじめ執行部の皆さん、そして今年の3月定例会では議員発議で満場一致で可決をいただきましたけれども、議員皆さん、思いは一致しております。その直後に市長、議長には、熊本県警本部、県庁に出向いていただいて強く交番の設置を要望されたということでございますが、交番あるいは派出所の設置について実現の感触を得られたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 交番の関係についてご質問いただきました。まず、現在の阿蘇警察署、昭和48年3月に竣工がなされております。移転の理由としましては、もうできてから46年が経過して、年数的にもかなり老朽化が激しいことと、市議が言われましたように平成24年の水害の際に直接的な被害を受けた。この2点から、今回2020年、来年6月竣工を目処に新しい庁舎建設が黒川地区のほうに進められております。現在、阿蘇地区には6つの警察関係の施設がございます。阿蘇警察署が1つ、それと交番といたしまして内牧交番、そして駐在所が3つになります。波野駐在所、坊中駐在所、赤水の駐在所、そして山上に派出所がございます。今回、移転となりますと一の宮地区、全くの警察空白地帯、こういったことになりまして、地域の住民の方々、議会のほうからも意見書として採択していただきましたように非常に不安になります。こういったこともありまして、今回、議長また市長とともに4月5日でありますけれども、県警のほうに要望活動を行っております。県警の対応としては、本部長の代理ということで、交番、駐在所を統括させる責任者ということで3時間と、直接市長・議長、お話をさせていただきました、県知事部局におかれましても、知事代理として県の理事の方にご対応をいただいたところでございます。やりとりの中で、湯浅議長のほうからは、現状、そして将来を見据えた上で、庁舎建設と同時変更、併せて空白期間が生じないように警察として責任を持って取り組むのが当然じゃないか、そういったお話も実際されましたし、市長のほうからは市としての用地提供にも言及をなされました。また、過去においても信号機設置の要望が出されていたにもかかわらず、なかなか信号機が設置されなかった、子どもさんが事故に遭われて、やっと信号機も付いた。事があってからでは非常に遅い。血税を使うからこそ、ぜひ一の宮地域にも交番を設置していただきたい、それが警察としての当然の考えじゃないか、そういったことも言及をされております。しかしながら、参事官のほうからは現状の状況を考えた上で、なかなか私の感触としては腰が重かった、そう感じております。

そういったこともありまして、6月19日でありますけれども、阿蘇地域のほうの警察官友の会、この阿蘇支部の総会がございました。これには、市長も出席をされましたし、県警本部の生活安全部長も来られておりますし、県警の主要な方々も来られております。その場で再び市長のほうからもまたお話をいただいた、そういった経緯でございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 内容について説明をいただきましたが、私はくどくは申しませんが、旧一の宮町の中で宮地地区はかつて阿蘇郡内の行政の中核でありました。また、現在も県の振興局、家庭裁判所、県立中央高校、そして阿蘇市役所、JAの阿蘇の本所、さらには阿蘇観光の目玉のひとつであります阿蘇神社、重要施設が大変集中しております。実は、私も市長、議長、要望活動に行っていた後に、応援団的に県警、それから地元の阿蘇警察署にも出向きまして、地域の実状を訴えてきました。私の感じたところでは、国・県の行政機関と違って何となく即答がいただけないような雰囲気を感じたところでもあります。そこで、そのとき感じたんですけれども、これが一過性の取り組みじゃなくて、実現するまで要望の実現に向けてあらゆる機会に県警なり、熊本県に働きかけをお願いしたい。そして、先ほど紹介がありましたように、熊本県の知事さんもそうでしょうし、県警の幹部職員の方々にもこの必要性をぜひ訴えていただきたいと思っております。特に本署から12kmだったですか、14kmだったですか、その距離は受け入れの範囲で不安はございませんといった言葉がございました。しかし、紹介いただきましたように、旧阿蘇町地区には警察の本署も含めて4箇所の出先機関があります。波野地区にも1箇所ございます。この一の宮地区にそういう警察が1箇所もないといったことでは、犯罪が起きる、起きないという話じゃなくて、やっぱり地域住民は抑止的な力といったものを期待すると思っております。ぜひ、実現に向けて活動を継続していただきたいと思います。総務部長、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 県警に赴いた折りに、県警のその参事官のほうからは新しくできた黒川地区から2.6kmの位置にある。そういったことから、ソフト面での対応、パトロールを強化するとか、そういったお話もありました。しかしながら、今、市議言われましたように、主要な観光地が非常に多くありますし、今回、またインバウンドが年々増加していく中に、オリンピック、パラリンピック、そういった大会もございます。多くの観光客に、皆さんお越しいただきます。来年になると国道57号、JRも開通見込み。阿蘇神社のほうも刻々ともう復旧しつつある。そういった中で、やっぱり何かあったとき、機動力を持って、素早い動き、その初動が必要になってくる。阿蘇市内においても、児童虐待事案であったりとか、声かけ事案、やっぱり初動が大事な部分も出てきますので、そういった要望も当然行ってきたところでございます。市といたしましても、一の宮地域にこういった警察の施設がなくなること、全くの空白地帯となることは絶対にあってはならない、そう考えております。交番の設置、私たちにとても喫緊の課題として思っておりますし、こういった地域住民の安心・安全な暮らしの実現のためにも避けることができない、早急に実現していただくべき課題、私たちの課題であり、地域の課題であり、阿蘇市全体の課題でもある、そう捉えてお

ります。今ご意見もいただいておりますし、私も個人的にお話を聞いておりますので、地域の方々の切実な願い、しっかり受け止めて、何かあってからでは遅い、そういった認識のもと、事あるごとに、何かにつけて、あらゆる機会を捉えて要望を進めていきたい。そして、少しでも早く、優先的にそういった施設、実現に至るように今後とも進めてまいりたいと考えております。これは、市長もはじめ副市長、すべて一致した市の考えということでご理解をいただくといいかと思います。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 力強い答弁だったと思います。市長、副市長、執行部の皆さん、我々議会、地域の方々、一致協力してこの実現に邁進したいと思います。今後の活動を期待いたします。

それでは、3 点目の質問に移ります。まず、通告しておりました阿蘇市の主な遊休施設、遊休地について、教育委員会、そして残りは財政課でまとめてお答えをいただきたいと思います。なお、質問の趣旨は件数の確認ではありませんので、簡潔に、大きな施設のみご答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の質問についてお答えいたします。

教育課所管によります遊休地、未活用施設につきましては、統合等によりまして閉校になった学校が主になりますけれども、校舎・体育館・運動場など、すべて使用していない施設、それから一部使用をしていない施設、貸し出しはしておりますけれども、あと 1、2 年で返却をされて、その後の施設の利用が決まってない施設等を含めまして 9 施設ございます。主なものにつきましては、旧宮地小学校跡地、旧尾ヶ石東部小学校跡地、それから旧波野の檜木野小学校跡地があるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。続けて、教育施設以外の阿蘇市の遊休地、主なものについてお答えをしたいと思います。阿蘇地区のほうから阿蘇中央病院跡地、いこいの村、ひのくに会館、阿蘇町教育委員会跡地、あそ教育キャンプ場、一の宮のほうにまいりまして九電跡地と畜協跡地がございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 概ねわかりました。阿蘇市が誕生しまして 14 年になります。教育施設の統廃合、社会活動の変化に伴いまして、見渡しますと多くの遊休施設や遊休地が目につきます。私は、市にとって必要なものと役目を終えて今後目的のないものの区分を早急に行って、特に不必要な物件は処分を図って、管理費の軽減、また他方から見ますと経常収支比率が、この間の決算認定でもお話がありましたように 93%に達しようとしております今日、売却なり利用目的を持って新規事業への財源化を目指すべきと考えております。近年では、管理にあたっておられた職員が負傷するという事故も発生しております。今後、この仕分けについて、執行部はどのようなお考えを持っておられるか。また、なかなか難しい問題ですので、協議は何回もされておるようですが、なかなか実行のほうに移っていかないとい

うことで、いろいろ勇気のいる決断もあるかと思いますが、ぜひの際、方向性を示すべきだろうと思っております。いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 今後の利用計画というご質問でございますけれども、平成 28 年度に阿蘇市は公共施設の総合管理計画というのを策定いたしております。この中で約 180 の施設について、今後の大きな方針を定めているところではございます。ただ、個別の計画を教育部門は教育課で、その他の施設については財政課のほうで策定をするんですけれども、今年度から令和 2 年度にかけまして、個別の施設計画というのを策定いたします。この中で改めて施設ごとの大きな方針を見直して決めるようにいたしております。ですので、この中で将来的な不用、要は除却施設解体を行うような計画を定めたものについては、速やかに除却解体、その後の売却という形で今後の維持の効率化を図っていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） これまでも一般質問の中で有効利用とか、地元の要望といったことで何回もこの遊休地の利用については協議をなされております。その都度、その都度、執行部も苦しい答弁をされて、実現したか、しないかは別として、今日に至っておりますけれども、例えば先ほど報告がありましたような大きな施設とは別に事業をされた残地とか、そういうものもたくさん阿蘇市の中には存在しております。特に前回、今、副市長になっておりますけれども、和田副市長が課長だった時代に、やっぱり購買する場所を地域の実状、今の社会情勢に合った価格に設定し直して協議を進めていただいた結果、一の宮地区と内牧地区の 2 点の遊休施設が処分されたということでございました。これまでの経過を見ますと、行政財産ですのではなかなか難しいところはあると思いますけれども、例えば固定資産税評価とか、非常に難しい基準で募集を掛けるもんですか、募集は掛けました、購買の手続きは取りましたと。1 件も成功していないというのがこれまでの実状でした。そういったことで和田副市長にお尋ねしますけれども、やはり社会情勢がこれだけ低迷している中で、社会情勢なり地域の実状に合った処分方法も考えていかんと、形式的に取り組みをしたと、うまくいきませんでしたでは、なかなか進まないと思いますので、その点は副市長、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 和田副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

公有財産の売却につきましては、先ほどから以前の処分のあり方についてお話がございました。基本的に固定資産の評価額をベースに売却価格を設定して、それで公募を行ってきたということでございました。ただ何回も応札者がいないという状況が続いております、その見直しの一環としまして、不動産鑑定士を入れて、いわゆる現況の評価額というのをある程度出したところで売却を進めたという事例がございます。その後に、以前の基準ではなかなか売却が進まないということもございまして、基本的には不動産鑑定に入れて、今現在の評価額というのを参考にしながら購買価格を決定していくという方向に転換しております。従いまして、今、議員からご質問ございましたように、・・・と大きく異なった価格で購買に

出すようなことは今後なくなってくるのじゃないかなと考えております。やはりお話がありますように、不用資産としての処分というのは今後大変重要になってくると思いますので、今後、そういったものが進むような方向で進めていきたいと思っておるところであります。

以上になります。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 公有財産の処分については、いろいろ難題も多いことで皆さん苦勞されると思いますけれども、ぜひすっきりした形で阿蘇市の公有財産が運用されていきますように、ぜひ活動をお願いしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりますけれども、質問中に 2 点だけ、私の数値の不認識で誤認があったことをお詫びしたいと思います。

これで、一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 16 番議員、藏原博敏君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 35 分から再開したいと思います。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、9 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） お昼前でございます。考えて質問いたします。

9 番議員、園田でございます。通告書に従いまして質問のほうを進めていきます。

一番最初の質問ですけれども、阿蘇山降灰の影響と対策についてということで上げております。現在、医療センターのほうに入院しておりまして、病室から毎朝カーテンを広げますと、今日はこっちに来るとなると。今は 5 日に 1 回ぐらいは南阿蘇のほうにも吹いているような状況でございます。先日、阿蘇市の量販店の前で、今日は南阿蘇のほうに行きよるけん、よかったと、こちらの人が言ったら、ちょうど南阿蘇の人のほうが後ろにおって、何かえらい取っ組み合いのけんかになったという話も聞いております。

まず最初に、農産物の被害の状況ということで上げておりますが、すみません、2 番のほうを先にいきます。市民生活への影響はというところで上げております。噴火があったときは大量に火山灰が降りましたので、市役所のほうでも降灰の堆積場、ああいうところが設置をされておりました。今回はそういうところはないと思いますけれども、病院の中でも毎日車を洗わんといかんとか、そういう話をよく聞きます。何か市民生活の方に影響が出ていますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今の質問にお答えさせていただきます。

市民生活への影響ということでございますけれども、噴火のほうは4月14日、このときから火山活動が活発になるということで、火口の噴火警戒レベル、そちらのほうも引き上げという形になってきておりまして、特に7月26日から、今おっしゃいましたように阿蘇谷のほうに向かっての降灰が特に多くなってきておるという状況であります。特にお盆の前、乙姫・永草の方面に向かってやや多めに降灰があったということで、気象庁等が確認しておるところによりますと、駐車場の白線が見えなくなる程度降灰があったりというところもあっておるところでございます。直接的な住民への影響といたしましては、家屋へのそういった降灰の入り込みでありましたりだとか、通学等におきまして、ちょうど夏休みの期間中でございましたけれども、外出の際にちょっと目のかゆみを訴えたりとかいうことは短期的にはあったのではなかろうかと思えます。長期的にそういった形で大きな被害という形では聞き及んでおるようなところはございません。また、いろんな農作物とかそういったところについても、一部で降灰が出ておると、我が家ですけれども梅の葉っぱが落ちたりというところはあっているというところと、また波野のほうの高冷地野菜については、葉ものについてそういった降灰があるので除去が大変とかいう話は聞いておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） なかなかこの降灰もいつ収束するのかというのはわからない状況で、直接的には市民の方からのこの降灰についての苦情というものは、別段入っていないということですかね。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 苦情といいますか、どうなんだろうというお問い合わせはたくさんいただいております。特に山上の方、観光にも伺えない、立ち入りの規制もございまして、特に下の方に、特に降灰があった際にはその車がまた再度巻き上げてあるという形で水をまいてくれないかということもあったりというところもございしますが、なかなか水をまきますと今度はスリップ事故につながったりというところもございします。やや大量の雨が降りますと流れておるという状況で、それがずっと堆積しておる状況には、幸い今のところないんですけれども、そういった問い合わせといいますか、どげんするという苦情は入っておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） すみません、貴重な時間に2回も同じことを聞きましてすみません。

小中学生、児童生徒への影響といいますか、降灰に対する対策等は教育課のほうでは何か対応されていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただいまのご質問にお答えをします。

まず、子どもたちへの健康被害ということでございますが、現在のところ、各学校のほうから直接的に火山灰による健康被害の報告はありません。

それから、対策ということでございますが、本年度は2学期が8月26日から始まってお

りまして、風向きによりまして阿蘇方面にも火山灰が来るという状況が転々あっております。そういうところで、登下校の子どもたちのために、学校のほうで子どもさんたちに登校時に火山灰が降るようであればマスクを持たせるということで、保護者のほうに指導がなされていると聞いておりますけれども、教育課としまして長期化の傾向が想定されましたので、全児童生徒が数日間対応できるよう、全小中学校にマスクの配布を既に行ったところがございます。登下校につきましては、先ほど言いましたように何回かマスクをお配りしたという報告のほうを受けております。それから、学校のほうに既に配っておりますマスクについて不足が生じるようであれば、追加のほうをまた行うことにいたしております。それから、今回のマスク配布につきましては、小中学校はもとより、福祉課と協議をしまして、阿蘇市内の全保育園にも、公立・私立関係なく福祉課のほうでもマスクの配布を行ったというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 小中学校、授業の調整等は、降灰による影響というのは全然ないわけですか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 今のところ、具体的に屋外活動とか、そういった部分で変更したというところは聞いていないところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ありがとうございます。それでは、農作物の被害については、先週も河崎議員のほうから質問があっているようですけれども、白菜なんかの露地野菜、こういうところの葉っぱの間に入って影響が出るとか、稲作のほうも先ほどちょっとお話をしていたんですけれども、少し収穫量が少ないんじゃないかという話も出ております。ちょうど稲作の花芽の時期に降灰の灰が入ると生育に影響があるんじゃないかと思っておりますけれども、全体の被害に対しての県や国からの補助というのは今後何か考えられますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

まず、農作物関係の被害状況でございますが、市管内全域に飛散しておりまして、一時期集中した地域もございますけれども、先ほど総務課長が答弁しましたとおり、キャベツ、高冷地野菜等に若干影響があったということで報告は受けておりますけれども、水稻関係については、水田協議会のほうに確認いたしまして、降灰の影響というより長雨による影響で収量がかなり落ちているということで、くず米も非常に多くなっているという状況でございます。直接降灰による被害の報告については、市のほうにも、水田協議会のほうにも上がっていない状況でございます。またWCSについての水稻同様の部分で、現在のところは被害はないような状況でございます。補助につきましては、先般、19番議員の一般質問のときにご説明しましたとおり、単県事業、土壌改良事業とか、等々の事業がありますので、中長期に被害が及ぶようであれば、同様の事業を要望してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 降灰もいつごろ終わるかわかりませんので、今後農家の方からのいろんな要望等があった、しっかりと対応していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。外国人観光客の入り込み客数の状況はということで観光課のほうに質問いたします。官公庁の訪日外国人消費動向調査によると、2018 年は外国者 3,119 万人、外国人旅行者が訪日として支払う半額は 4 兆円超えというところで、大変な金額が昨年は落ちております。昨年の阿蘇市への外国人観光客数、もしよければ国別でもわかればトップ 3 ぐらいを教えてくださいいいですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、お答えします。

阿蘇市の外国人の旅行者の宿泊数について説明します。平成 30 年は過去最高の 17 万 8,000 人でありました。第 1 位が台湾です。平成 30 年は国別で正式な数字が出ておりませんが、割合でいくと平成 29 年と大体変わらないということです。第 1 位はこの半数ぐらいが台湾の方ということ。それと、その台湾の半分が残りの地域になりますけれども、その中で韓国が 2 位、台湾が 1 位で、この 17 万 8,000 人からすると 9 万人近くが台湾、次ぐ 4 万人ぐらいが韓国の方と思われます。そして、次が香港も多いです。今は韓国と並びぐらいかもしれません。それと中国が 4 位までになっております。それと、ヨーロッパ系となっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今、日本と韓国がああいう感じになっておりまして、たしか便数も調整をされるようではございますけれども、わかっている範囲でお願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 実際、韓国の減というのは、もう今年初めのほうから、年明けから始まっておりました。これは、ウォン安の関係と言われております。便数なんですけれども、8 月の熊本～韓国間から言いますと空港便、8 月 19 日からティウエイ航空のソウル、大邱線が運休、残るエアソウルのソウル線も 10 月 27 日が運休で、熊本～韓国間はすべてがなくなってしまいます。ただ、九州内で高速船ビートルと福岡空港が減便でとどまります。あと、少し九州内残りますので、まったく入る手段がないわけではありませんけれども、やっぱり長期化すれば、団体はもう 0 になっていますので、非常に懸念されるところです。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 現在もスポーツでいいですとラグビー、11 月はハンドボール、来年の 2020 年 7 月にはパラオリンピックも開催されます。現在は観光の形が、何と言いますか、アクティビティが変わってきているというか、ただ観光だけの観光ではないと、見るだけの観光ではないと。現在、ツイッターとかインスタグラム、フェイスブック、こういうところを使っただけの時代になってきていると思いますけれども、阿蘇市の対応としてはこれらに何かマッチしたような対応は考えられていますか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） このブームは、阿蘇には本当にありがたいブームであると思

っています。体験型ですね。一応、韓国客の減につきましては、今、宿泊施設のほう台湾、香港、シンガポール、タイなどを営業を積極的に行っております。観光課のほうも昨年台湾、香港、ベトナム、アメリカですね、そういったところに事業をしておりますが、一番大事なことは、今、議員が言われましたとおり、目的地として選ばれること。あそこで何がしたい、あれが見たいということで、これを私たちも大事と考えております。海外からのニーズが営業の皆様方たちに聞きますと、エージェントからも聞きますと、やはり火口見学ということであります。そういうことで、私たちも火口見学の改善をはじめ、山上の見所の開発、その他、阿蘇でしか体験できないコンテンツを多様に用意を進めておりまして、楽しさの満足度を図る努力を今しております。とにかく外国人は火口が除きたいということで、ヘリコプターが2倍、3倍に近いんじゃないでしょうか、今ことわるクレームのほうで役場のほうも対応しているところがございますので、スキー場跡地でアドベンチャートラックを始めましたが、火口の高さまで上って下というのが、あれも非常に好調でございまして、火山博物館にある火口VR、あれもう3,000回の利用を超えております。あとはマウンテンバイクですね。牧野の中を走るという牧野ライド、こちらの実証実験から非常に好評なのでもう実用化されていて、道の駅阿蘇さんが案内されていますけれども、そちらのほうも満足度が高くなっております。ただ、女性の体験が少ないということを課題にしております、これを竹田市のブランド事業、こちらのほうで、もう実際のプレイヤーに集まっていただいて、今、女性向けのコースづくりも図っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 警戒レベルが4月に1から2になって、火口まで上がれない状態が続いております。1日でも早くレベルが1に下がることを願っております。

それでは、3番目の質問に入ります。その前に2020年度は、インフラの整備が行われます。JR、現道57号北側の復旧ルート、これが開通すれば全基幹産業にプラスになると思います。市長のほうにずっと質問をしてきました。開通時にイベントを大々的にやりましょうかという話もしておりましたので、市長、三つまとめてどげんですか。いっぺんにやったら、JRも。副市長がトップですので、そちらのほうに。副市長、一言だけ、すみません、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今のご質問にお答えいたします。

2020年度の北側ルートのトンネルの開通に合わせまして、何か、いわゆる起爆剤になるようなことを考えろというのは去年の6月の段階で市長のほうから指示がっております。その後、同じ2020年にJRも開通します。それから、現道の復旧もできますという形に変わってきております。今ご質問がありましたようにいっぺんにという話があります。その辺りもちっと今、そういったイベントの内容等につきましては課内といいますか、部内のほうでいろいろ協議して詰めているところがございますけれども、いかんせんトンネルの開通時期が全くわからないという情報がありまして、例えば大きなイベントをするにしても、じゃいつごろかと。例えば外部からいろんなことをやるということになったときに、いつごろ

やるからそこを押さえるということが今のところまだなかなかできない状況でございます。そういったトータル的な部分も含めまして、まだ模索の状態が続いております。もう少し国のほうから具体的な日程が示されてくるのをこちらのほうも来しているところでございますが、来年の開通時につきましては、それなりの、皆さん来ていただけるようなことを考えていこうと思っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） わかりました。来年の3月議会か6月議会にはもう一回、副市長、やりますので、そのときまで構想をしっかりと決めておいてください。よろしくお願いします。議会も手伝えるところはしっかりと手伝いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の復興住宅の進捗状況について、現在の入居者の動向がわかれば、現在のところの数字をはっきりと教えてください。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問にお答えいたします。復興住宅というのは、災害公営住宅ですかね。災害公営住宅の進捗ですけれども、新小里団地は4月からもう入居を既にさせていただいております。残りの3団地でございますけれども、大道団地のほうが、今、ほぼ完成しておりますして、11月には入居が可能だということでございます。それと、古神団地と小里団地につきましては、年度内に入居が完了するという予定で動いているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 現在の各仮設住宅の入居はどれぐらいになっているのか。みなしでまだ入られているところは大体何世帯ぐらいあるか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 仮設住宅の再建状況と兼ね合いがございますけれども、仮設住宅も入ったり、出たりということで、今現在の延べでいきますと仮設住宅が144世帯ご利用いただいておりますして、9月末が87世帯が退去され、今、残っていられるのが57世帯ということでございます。そういう状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 来年の期限までには、皆さん、ちゃんと身に置き方、決まっていますか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 仮設の方たちは、先ほど申し上げたように災害公営住宅にできあがり次第入っていただくという方と、自宅再建でご自分で家を建てられたりということで、ほとんどの方が4月時点では出られる予定でございますけれども、それでもどうしても自宅再建あたりで工事が少し延びるとか、そういう方たちが来年の4月で予想されるのが5世帯ほどございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 大体入居期限までには、もうほとんどの世帯の方が新しい生活に入

られるというところだと思います。仮設住宅のその後ですけれども、今、立地しているところが大体教育課の所管のところが多いと思います。先ほど藏原議員からいろいろ遊休地のことで質問があっておりましたが、今後の仮設住宅の、今建っている場所、あの後の今後の利活用について、教育課のほうで答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

教育課の施設につきましては、本来教育財産ということで各施設の利用目的がございますので、一応そちらに復旧ということで基本的には考えております。詳細につきましては、今後、解体等も含めまして所管課と協議ということになってくるかと思えます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ちょっと中央病院の事務局長のほうは、私が質問の相手にしていなかったんですけれども、前回の質問のときに医療センターあたりの看護師さんの寮として考えていますという答弁もいただいております。今後、教育課のほうで、今建っているところでそのまま市の住宅として残すような案というのは上がっていませんか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今申し上げましたように、教育課所管につきましては学校施設になりますので、すべて、今後どういう具合にするかについては関係課と協議しますが、今のところ三久保の中学校の駐車場、それとあびかの駐車場、体育館横ということになりますので、基本的には原形復旧ということで委員会のほうでは考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 了解しました。今後、市民の皆さんが納得いくような仮設の跡地の利用を考えてもらいたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） これより午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、2番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 2番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、市道の管理についてお尋ねをいたします。阿蘇市における道路整備は生活の基本となります社会基盤であり、また医療や防災、通勤・通学など、安全・安心のまちづく

りには貴重な資本として産業振興などの観点からも大変大切なものであります。平成 30 年版の阿蘇市の統計資料では、1 級市道 28 路線、2 級市道 32 路線、その他の市道 972 路線の合計 1,032 路線があり、総延長は約 734 km となっておりますが、一の宮、阿蘇、波野の各地区における市道の除草作業、つまり草刈り等の市道の維持作業の現場がどうなっているのかの答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） よろしく申し上げます。

お答えいたします。阿蘇市内の集落内の市道につきましては、地域の方々が日常生活に利用するというので、これまで地域の行事の中で除草作業が行われてきております。また、ここ十数年におきましては、多面的機能支払い交付金、旧政策で農地・水政策でございます、においては、有償により除草作業も行われている状況でございます、主に地域のボランティアに委ねているのが現状でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 大部分の路線が地域での作業で賄われているということですが、市が直営で管理を行っている路線がありますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 市で直接行っている路線といたしましては、産山に向かう北山山鹿線、エル・パティオから入った路線と、白木山線、それから波野のほうに行く路線と、茗ヶ原、すべて原野内に位置する道路でございますが、草が伸びすぎて視界が悪くなり、地域の方もあまり利用しないという状況ですので、こちらで直接除草作業を行っています。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） では、次に道路法第 42 条では、道路管理者の道路の維持・修繕義務を定めております。平成 25 年に道路の維持または修繕に関する政令や技術的基準が定められ、道路法施行令第 35 条の 2 において、道路の構造、交通状況、または維持もしくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質または気象の状況、その他の状況を勘案して、適切な時期に道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪、その他道路の機能を保持するために必要な措置を講ずることとされておりますが、市建設課においては市道の巡視は全路線定期的に、そして計画的に実施されているのかをお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 巡視につきましては、直営で作業員さんが 4 名いらっしゃいまして、主にアスファルトの補修とそういう除草とか、重機を借りての浚渫等も行っております。なかなか定期的にといいわけにはいきませんが、時期的には梅雨前にと、雪が降る前あたりと、区長さんとか通行者の情報を得てタイムリーに補修とか維持作業に取り組んでいる状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） それでは、全路線、1 年に最低 1 回の巡視は、この道路の維持管理の基準ではありますが、その中で阿蘇市では全路線、年最低 1 回は巡視等を行っていますか。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 最低でも1回は行くようにはしておりますが、行けない路線もあったと思います。山の中あたりは行けていないというのが状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 非常に阿蘇市は広い範囲、面積を有しておりますので、なかなかすべてというのは厳しいかもしれませんが、やはりそういう中では地域の区長さんをはじめとする中でいろんな情報提供を市のほうからも呼びかけていただいて、道路の安全が確保されるような形で、今後も取り組みをお願いしていただきたいと思っていますところでは。

次に、道路の維持管理における除草、いわゆる草刈りですね、雑草の繁茂による交通標識等の視距確保や道路交通の安全確保、通行車両からの視認性の確保、景観の確保等々の面からも大変重要なことから、これまで多くの地域で各行政区ごとに道路沿いの除草作業を行っておりますが、一部で高齢化により作業ができなくなり始めるなど、除草作業をはじめとする道路美化作業の維持そのものが限界に近づきつつあるのではないかと考えております。県道については熊本県が除草作業を行っているように、地区内の市道においても道路管理者の阿蘇市に除草作業をしてほしいという声も少しずつ聞かれ始めております。ご存じのように、特に波野地域の市道は、形状が一の宮・阿蘇地区の平坦部と違いましてフラットなところが非常に少なく、道路を中心に片側は土波面、片側は高い法面というところが多くて、法面には雑木や竹等が生い茂ったりと、急激な人口の減少と高齢化が進行する状況の中で、市道の除草作業は非常に危険を伴う重労働の作業となりつつあるのが現状であります。草が生い茂り、雑木などが道路面に張り出してくれば、大雨による崖崩れ、雪や強風による倒木等が発生する可能性が非常に高くなり、道路の安全確保に支障が生ずることが予想されるために、そのようにならないために市としても早目に対策を検討していただき、地域の住民の方々、市民との協働による適正道路維持管理に努めていただきたいと強く感じております。市だけではできない部分がありますので、やはり地域の方々と意見を交わしながら、どうやったら効果的に地域内の道路の景観が維持できるのか、道路としての機能が維持できるのか、市民の方々との協働をしていただきたいと思っておりますが、市としてはどういう見解をお持ちか、お伺いをいたします。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 除草作業につきましては、今、議員がおっしゃるとおりそういう実状でございます。高齢化に伴いまして手が行き届かないところも出てくるかと思っております。必要に応じて建設業への委託も考えなければいけないところもございますが、先進地とか他の市町村の状況も見ながら、有償によるのか、他の地域からの有志にお任せするのかというところも検討していく必要があると思っています。

○議長（湯淺正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） やはり地域の方がボランティア等でやられていて、今の状況でいくとやはりいつ事故が起きてもおかしくないところもございますので、やはりその辺り、地域でできるところと高度な技術、機械等がないとできないところとか、そういう棲み分けを建

設課のほうでもやっていただいて、安全な作業ができるような形で対応をお願いしたいと思っていますところ。

では、次に市長のほうにお尋ねをしたいと思います。私たちの住む阿蘇市は、国土な保全、貴重な郷土文化の伝承など、様々な多面的機能を有しておりますけれども、多くの人々にとって、また大切なふるさとでもあります。このふるさとの持続的な維持活性化を図るとともに、特に波野地区においては集落ごとが地域コミュニティそのものでありますので、生活の基本的な地域帯として生活扶助機能を加え、また資源維持管理機能というものを担っておりますけれども、このような地域における暮らしを持続可能なものとするためにも、そして住んでよかった、阿蘇に住んでよかったというためにも、人々が引き続き安心して暮らせる環境を確保するためにも、それぞれが英知を結集し、総合的に取り組むとともに、積極的な対応、攻めの対応を取るべき時期ではないかと感じております。少子高齢化が進むという、ただそれだけでデメリットの考えに陥るんじゃなくて、もっと前を見て、明るい展望を見出しつつ進むべき時期が来ているんじゃないかと思っておりますので、その辺り、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の質問にお答えをさせていただきます。

今、言われましたとおり、自然環境の保全もそうだし、守っていくのもそうだと思います。しかしながら、先ほどの当地域においては、ありきたりのことですが、人口減とか、だんだんそういうことで大変な状況に今なっておるところでありますけれども、やっぱり働く場所というか、経済的に潤う、そんなことをやっぱりこれからはしっかりと考えていかなければいけない。その潤うことについても、今まではいろんな意味でなかなか前に進むということができませんでしたけれども、前のご質問にもありましたように、今回、大蘇ダムを活用した、水の農地の確保と農業の振興ということが、今後当地域にとっては大きな役目を果たしていくのではないだろうか。その中に経済的プラスの面も生まれてくると思いますし、またいったん地域を離れた若者も帰ってくるという大きな夢と希望を持てるような環境にもなってくると思っております。しかるにそういう経済面においてプラスになるような、また今取り組んできたことがようやく終結をして、いよいよ実施段階に移ってまいりますから、そんなところを地域の皆さん方とよく相談をしながら、これから新たな当地域の発展をつくっていくというお互いの共有した目的のもとに進めていくことが一番喫緊の課題ではなかろうかと思っておりますので、また今後とも深く連携をしながら、いい案を考えながら進めていきたい、そう決意でおるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 市長の決意をお伺いして、こちらのほうも安堵しているところでございます。やはり地域とともに行政も一緒にいろんな意見を取り入れつつ、またいろんな話をする中で、いいアイデア・考えが生まれてくると思いますので、今後ともぜひそういう形で、地域との協働という考えを中心にポジティブな思想で取り組んでいかれることをお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。2 番目は波野地域における市営住宅の整備ということでお伺いをしたいと思います。現在、波野地区には市営住宅が 1 団地 9 戸ありますが、これは一般の市営住宅と違い、中堅所得世帯を対象にした市営住宅で、特別公共賃貸住宅というもので、通常の市営住宅に比べ収入基準要件が緩和された住宅で、平成 11 年度から 13 年度にかけて建設されたものであります。波野地区にはこの市営住宅の他には民間の賃貸住宅が 1 箇所あるだけで、住宅事情はよくないのが現状であります。こういう住宅事情であることから、一の宮や阿蘇地区へ住宅を求めて波野から移動しているケースや波野地区に住みたくてもなかなか住宅がなくて Uターン等を諦めた方もいると聞き及んでいるところでございます。このようなことから、定住化を図るために市営住宅をつくってほしいという要望がありますけれども、市としては波野地区における定住促進住宅とした位置づけの市営住宅の整備をどのように考えているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられたように、波野では特交賃ということで大道団地 9 戸、現在ございます。市営住宅の目的としましては、持ち家がなくて低所得などの方の民間住宅でも確保が難しい方たちの生活の支援、住居の支援ということで提供するというところで市営住宅はございます。阿蘇市の市営住宅の現状を申し上げますと、今、大体約 800 戸管理をしておりますけれども、その 8 割が老朽化しておりまして、更新期を迎えているということでございます。今現在はそれに合わせて建て替えとか改修等の整備を進めているところでございます。その市営住宅の整備計画でございますけれども、既存団地の土地が狭隘で戸数も少ないということもございまして、合併時に策定しておりました阿蘇市営住宅総合基本計画を基に、それから災害とかそういう進捗の遅れもございましたので、災害公営住宅の建設状況だとか、計画の遅れ、人口の変動などの修正を加えまして、昨年安全性や利便性の高い団地にするための集約再編ということで取り組んでおります。今、定住化に向けてということでございますけれども、そういった具合で再編計画の中ではある程度集約で高度な、高品質の住宅をとということで進めている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 通常の住宅建設的な部分は、そういう答弁があったとおりに思いますけれども、やはり過疎地域として、過疎地域自立促進計画あたりでは定住化促進の住宅のメニューがございますので、そのあたりで地域の特性、阿蘇市をひとまわりするんじゃないかと、それぞれの地域の特性を生かした住宅の整備等の考えを持っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 市営住宅整備の必要性ということでございますけれども、市営住宅の整備の計画では、需要の見通しだとか、将来のストック用の推計、これによりまして、阿蘇市では令和 10 年、10 年後でございますけれども、612 戸が望ましいと言われているところでございます。しかし、既存住宅を生かしながら居住性の向上と長寿命化というこ

とで図る必要がございますので、推計より少し多くなりますけれども、10 年後には 716 戸ということで集約再編に取り組んでいるところでございます。市営住宅は波野地区に限らず、一の宮地区・阿蘇地区全域を対象として集約再編を進めている計画となっておりますので、今この計画に沿って進めているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 一の宮・阿蘇地区については、民間のインフラ、個人の方の経営とか、そういう部分で多くのアパートとかいろんな賃貸物件があるかと思います。しかし、波野地区には民間による住宅等のインフラの整備の可能性については非常に低いと捉えておりますが、市としてはそれでもそういう形で進められるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、災害公営住宅の大道団地ですけれども、今現在 9 戸ある中でまた災害公営住宅をさらに 6 戸建設して、11 月には入居ができるということで進めているところでございますが、大道団地につきましては、またさらに建設予定地の余裕がございますので、間取りの具合にもよりますけれども、5 戸程度はまたそこに建設が可能でありますので、今後の入居状況とか、そういった全体的な状況を見まして建設計画の検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 現状と、市の捉えている、今後の計画の方向性については理解をしておるところでございますけれども、やはり今、大道団地に今後あるとすれば、そこに戸数を増やすというお考えでしたけれども、地域としては波野地域、あそこだけに集中するのではなくて、旧小学校単位とか、午前中の質問で遊休市有地の問題も出ましたけれども、そのあたりを活用して、波野地域のそれぞれの均衡あるような住宅も望んでいるところでございますので、そのあたり、そういう意見があるということを住環境課長には心に留めていただき、今後の住宅行政に取り組んでいただきたいと思いますとおるところでございます。やはりさっきから言いますように、民間にできないから、そういうところこそ行政が手を伸べて、行政サービスの一貫してそういう事業に取り組むべきものではないかと思っております。民間インフラがあれば、こうして私がここに立って質問するところではないんですけれども、やはりそういう地域的な状況もありますので、そのあたりを十分お考えいただいて、今後の住宅行政の展開をお願いしたいと思っているところでございます。

波野地区におきましては、これまで使用しなくなった教職員住宅や診療所、医師住宅跡など、住宅が必要な市民の方々に貸しているケースもございましたが、老朽化などによりまして、これらの住宅も転居等を余儀なくされるケースが発生しているところでございます。若者のそういう住宅がないということで、地区外への転出に伴いまして、現在波野小学校は全児童数 46 名、中学校が全生徒数 28 名と、年々減少傾向にあり、これらへの対応策として市営住宅の整備が効果的な一つの取り組みではないかと考えているところでございます。若者をはじめとする定住化と、定住化による波及効果を図るためには、人々が生活する上での基本を漢字で簡潔に表現した「衣・食・住」、この「住」の住むところがとても重要になって

てきますが、まちづくり課としては波野地区における定住促進としての市営住宅整備の必要性について、どう考えているか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

まちづくり課としまして、今若者の定住化については、阿蘇市全体で見えておまして、特にどこの地域をとというのは今のところ計画には上がっておりません。なかなか非常に難しい問題でございまして、住むところがあれば定住化するかといいますと、なかなか職がない、仕事がないとなかなか定住化も進まないという部分もありますし、私どものほうに移住・定住の相談会に上がるときも、やはり一番最初に見られるのが交通の便、学校、諸々そういった住まいの、周りの諸条件もよく見られておりますので、その辺も勘案して今後ちょっと事業については検討していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） なかなか一挙手一投足には解決する問題じゃないし、長いスパンの中でどう阿蘇市の特性を、特に移住・定住者の方には、移住してこられる方にはそういう情報提供と阿蘇をいかにアピールしていくかというのが重要になることかと思います。そういう中で、やはり阿蘇に住んでよかったと言われる、そういう地元で育った方も阿蘇に続けて住みたい、また移住してこられる方も阿蘇に住んでよかったと言われるように、少しでも環境整備をまちづくり課としても進めていただきたいと思います。

いずれにしても、早い段階での対応策の検討や、いろんなケースバイケースを考えて、一つの考えにとどまってしまうじゃなくて、もっと広いいろんな角度からの視点を持ちながら検討を進めていただいて、スピード感を持って市民の負託に応えるような行政サービスの提供に努められることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 2番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

続きまして、14番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 14番、田中です。通告に従いまして質問をいたします。

まず1の畜産臭気対策についてですけれども、先ほどの藏原議員とかぶりますので少しだけ質問をいたします。我が家にも関係があるので質問するところですが、これら対して毎日おいしく食べているものでもあります。まずは、1の調査地点は何箇所考えていますかというところで、先ほど12箇所ということが出ております。地域はどの辺りでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

箇所数については、今、議員のほうからありましたように12箇所を予定したいしております。それと別に水質検査ということで1箇所でございます。地域でございますが、今回、宮地地区、それから坂梨地区の両地区、また公共施設ということで狩尾の市堆肥センターがございます。そちらのほうを含めると3地域ということで考えております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） まずは、多くは言いませんけれども、大体わかりましたけれども、続きまして臭気の数値はどのように算出するのかということと、また基準値を超えた場合の対応はということで、ちょっとお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 数値の算出でございますけれども、こちらのほうは業者による専用の機材、器具等を設置いたしまして行うような形になろうかと思います。大気、臭気の捕集方法ということで2つございまして、実際ガス、液体中にガスを取り込む方法でございますけれども、それと直接袋に大気、臭気を密閉する方法ということで、この2通りで測定の予定をいたしておるところでございます。

それと、基準値をオーバーした場合でございますけれども、こちらのほうは午前中でもお答えしましたとおり、基準値を超えておるようであれば法律に基づいて指導・勧告を行ってまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 畜産農家は減少しているんですけれども、頭数は増えているのが事実です。その中で、人口は減少しておりますけれども、住宅は増えています。今流行の核家族ですね。50 年前は、問題はなかったと思います。また、基準値を超えた場合、住民が許せる臭いとは考えたことはありませんでしたけれども、やはり我慢している地域とできない地域との比重はということと、また市のほうに畜産農家に対しての苦情がどれだけ寄せられているのかをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今、議員のほうからありました、阿蘇に住みたいということで阿蘇に求められて移住された方も中にはいらっしゃいます。そういった中で、もともと阿蘇で生まれて、阿蘇で生活された方については、非常に昔から家のほうでも家畜が飼育されたということで、そもそもそういう環境があったという形ですけれども、このように近年混住化によって他地域から来られた場合の市民の皆様からいろんな臭いに対する苦情等も現在あるような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 先ほども、臭いのすべてが畜産の臭いではないということも課長のほうから説明があったんですけれども、やはり私たちからすると、その臭いというのは、自分的、生産をしているところの人はそんなに自分の家があると思いますけれども、そんなには感じてはこないんですね。それは慣れというんですか、すべてのことが何でも慣れてきたらそれを了解するという事情ですけれども、いろんな中でやっぱりこうなってくると、自分も締め付けられるような気がしたものですから、今回質問をあえて上げているんですけれども。やはり、その中でどこまで臭いが許されるのか、できないかというのが、ちょっとそこはまた測るには難しいところもあるんですけれども、農家に対しての苦情というのは何件あったんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 畜産農家に対する苦情の件数ですか。それについては、今回の宮地・坂梨地区の慢性的な異臭問題に伴いまして、対象地域の畜産農家に対する苦情は数回あるような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 例えば今後測量に入りますけれども、いろんな臭気の点数が本当に住民、今から測っていくと思うんですけれども、どれぐらいの臭いが嫌なのか、今からしていく状態ですからちょっと把握はできないんですけれども、本当に畜産農家として、風の具合でも南北いろいろと回っていくと思うんですけれども、その時点がどうしてもわかりにくいので、これからの対策が大変難しいと思いますが、大体どの位置だったらいいか、住民に何か理解してもらうためには、どの辺かのあれで何人かの人にとってもらうということもありですか。例えば、今から取っていくときに、その住民の住居地のところが嫌なのか。それともまだ後ろのほうでもその臭いが強いのかということは何段階に分けて調査するのでもうかなと思うんですけれども。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 臭いというものは、これは畜産に由来した臭いだけではないんですけれども、気温が高いときに上昇して、気温が低くなる夜間に下りてくると。それが帯状に滞留することによって、臭いがこもるといふ専門家の見解もありますけれども、畜舎が横にあるから臭うという話でもないんですね。それがまた 1 km、2 km離れた時点で臭うと、強烈な臭いを発するという場合がありますので、これについてはケースバイケース、地形的な問題もございます。悪臭防止法の基準といたしまして、基準値というのが 6 段階方式のちょうど真ん中が基準値でございまして、いわゆる何の臭いかわかる弱い臭いと、楽に感知できる臭いの間ぐらいがボーダーラインになっています。非常にわかりづらいんですけれども、阿蘇市はそういうラインに基づいて規制がなされているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） この臭いは、私たちは自分で営んでいるからまずそんなには思いませんけれども、地区の人によってはそういう臭いをすごく思う人がおるといふことでありますので、まず調査が今から始まってきますので、それを機に待っておくかなと思っております。この質問は、これで終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、2 番目の小中学校のエアコン設置工事の進捗状況ということですが、2 学期が始まって暑い日が続きましたし、その上に火山灰が降り続きましたが、現在でも容赦なく東西南北振り回しております。最近、涼しくなりましたので北西の方に降ることが少なくなりましたが、小学校の児童たちは暑いのでヨナが入っても窓を開けていたそうです。日を追うごとに寒くはなりますが、取り付け終了の予定というのはあるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

小中学校のエアコンの設置の進捗状況ということで、ただ今小学校 5 校と中学校 3 校、8

校に発注いたしまして、7月9日に工事の契約締結になっております。工事といたしましては、原則土曜・日曜日ということで実施しておりますけれども、校長先生とか調整がきけば授業中も行っております。工事期間が令和2年の2月28日までといたしておりますけれども、他の自治体も工事がされていることやオリンピックの影響も予想されます。完成は来年明けになりますけれども、1月までには空調を設置しまして、2月に試運転をして工事を終わりたいと考えております。進捗状況でございますけれども、今のところ、全体的には10%という数字になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、授業中ができない場合も多いものですから、室外機器といいまして外の外構工事からやっていますものですから、エアコンの設置ができてないので、数字的には進んでおりませんが、9月以降、順次してまいりますので、進捗率は上がってまいります。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） おかげさまで子どもたちがマスクしているところをあまり見かけませんでしたし、暑いから窓を開けていたということで、ヨナは中に入っておりましたけれども、子どもたちが幸い、先ほども別に変わったことはありませんでしたという返事がありましたのでよかったかなと思っております。阿蘇山は嫌になんですけども、やはりこれは観光の目玉になっておりますから、なるべく1日でも早く火山灰が降らないように願っておりますけれども、本当に南も北も関係ありません、ヨナが降り回っておりますので、子どもたちが誰1人そういうのにいろんな病気とかも出てなかったということで幸いだと思っております。よろしく願いしておきます。ありがとうございました。

続きまして、最後になりますが、例年、夏休み明けに児童生徒の悲しいニュースが報道されておりますが、阿蘇市の状況をお願いいたします。以前にも質問をしましたが、善処していれば安心ですが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

1 学期中に不登校、不登校傾向にある子どもさんたちということで、不登校が13名、不登校傾向が14名でした。2 学期が始まる前から学校のほうから電話とか訪問いたしまして、その不安解消に取り組まして、そのうち5名は8月の欠席が0となっておりまして、若干なり兆しの方向が見られております。しかしながら8月が5日しかなかったので、今のところ9月以降、学校からまた報告があるようになっております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） おかげさまで子どもたちが本当に楽しく登校することが何よりも親の願いでもありますし、感じておりますけれども、名前は出しませんが、我が家の近くに男の子ですけれども、今登校しているかよくわからないんですけれども、そういう状況もありましたので、お母さんとの二人家族ですけれども、別に何でもありませんけれども学校に行くということが難しいみたいで、今、登校していればいいんですけれども、子どもたちは絶対口にしませんのでちょっとよくまだわかっておりませんが、その点は、聞くわけにはいきませんよね、そういうことは。課長、ありがとうございました。

続きまして、またこれは一つのあれですけれども、学校とはという問いかけで、テレビの中で父親が小学校に対して子どもに学校には別に行かなくてもよいということで、本人は 1 日中家の中でパソコンをしているという画像がありました。教育長は教員時代を振り返って、学校とは何でしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） ただ今のご質問にお答えいたします。

やはり学校というのは、集団生活を通して社会へのルールとか、コミュニケーション力とか、これからの生きる勇気とか、そういうものを学ぶところであると思っておりまので、家に引きこもって 1 人で生活するというのは、そういう大切な学びの機会が失われているんじゃないかなと思っております。今、議員がおっしゃられましたように、やはり学校は楽しく行きたいと思えるような学校であれば子どもたちも登校するんじゃないかなと思って、今、地域と共にある学校づくりで地域の方にもいろんなお手伝いをいただいて、そういう楽しい学校づくり、生きる力を育む学校づくりに取り組んでいるところでございますが、中には学校には少し足が離れて、家庭によってはもう行きたくないなら行かなくてもいいというような保護者の方も最近少しおられるように聞いておりますが、今言いましたようなことをしっかり保護者に説明をして、ぜひ将来にわたる生きる力を育むためには、やはり学校は小さいころ様々なことを学ぶ一番大事な時期であると話をして、できるだけ学校に足を運ばせるように家庭でもご協力をいただくようにしていくように校長等には話しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） ありがとうございます。最後になりますけれども、本当に一生懸命学校のためにボランティアをしていただきました、小島ヤス子さんですけれども、本当に救心をしてきて、学校のことに一生懸命していただきました。教育もそうですけれども、これを兼ねて私の質問を終わりますけれども、ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 14 番議員、田中弘子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 1 時 55 分から再開したいと思います。

午後 1 時 44 分 休憩

午後 1 時 55 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、15 番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋義行であります。雨が降っております関係で、急いで質問をして、的確な答弁をいただきたいと思ひます。

それで、通告書に従ひまして、今から 6 問ひきます。

まず1問目、広域農道、通称8m道路の進捗状況ということで通告しております。この8m道路は、阿蘇市が平成17年に合併して一番最初に手がけた道路整備じゃないかなと。国・県の9割補助で、有利に道路整備ができるということで、当初は10年の予定が、ではれば5年でやりたいというところでスタートしました。しかし、その間に平成24年の水害、28年の地震と、いろいろありまして、ある意味遅れに遅れておりますが、現在の進捗をお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

現在、広域農道整備事業でございますけれども、3つの校区で今整備を行っております。まず1つ目でございますが、黒川工区ということで国道212号と県道内牧停車場線間に整備を行っておりますけれども、こちらのほうが11月末をもって完了する見込みでございます。それから、市道山田竹原線と県道阿蘇一の宮線間に県道の道尻地区をまたぎます路線でございますけれども、こちらのほうが現在、橋梁工事施工の関係で県による仮設道路工事が発注されておまして、現在、施工中でございます。その後、熊本県により橋梁の下部工、それから本体の道路改良工事の入札ということで、現在県のほうで準備がされているようでございます。順次、整次次第、発注業者が決まるという状況でございます。橋梁、上部工の関係で、令和2年度末の完了を予定いたしております。

それから、赤水のバイパスでございますが、こちらのほうが現在、用地買収等で行われておりますけれども、熊本地震によりまして用地の境界に変動が確認されたものですから、法務局との協議に不測の日数が生じましたが、現在協議も完了をいたしておる状況でございます。今申しました地権者との用地交渉も完了をいたしております。従いまして、順調にいけば12月の現場着工という予定で現在動いているような状況でございます。この赤水線につきましては、来年度の営農に支障がないように整備の施工を予定いたしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 赤水バイパスについては12月の現場着工ぐらいの予定と。これが当初の計画よりかなり遅れたと思います。いろいろと問題もありましたが、その遅れた一番の大きな理由は何でしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 理由の一つといたしまして、今申し上げました熊本地震により用地境界がずれたということで、それに対する法務局との協議に時間を要したというのがまず一つでございます。地震前に地権者の方々に実際杭を打ちまして確認をいただいたんですが、その後に変動したということで、再度交渉する必要があったということで、そちらのほうの数量の調整をさせていただいたということでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） やはり地震が結構影響したということですが、その間の説明がどうも足りなかったみたいで、地権者の方々が、これはどうなるとだろうかという心配を非常

にしておられました。自分はもう売る気でのになかなか話に来てくれん、作物もつくられんという状況で、そこら辺のコミュニケーションが足りなかったかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 発注自体が熊本県になります。それに対する市のほうが地権者に対する事業の説明を十分行いながら用地の確保に努めてまいったところでございますけれども、やはり地震が間に挟まったということと、県と市と、またその地権者との間で非常に、議員おっしゃるようにコミュニケーションといいましょうか、ある程度地権者の方にくだいように状況説明をさせていただければよかったんですけども、それがちょっと不足していたということで、非常に反省をいたしているところでございます。先ほど言いましたとおり用地交渉については現在完了をいたしております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 地権者の用地交渉が終わったということで、非常に安心しております。できるだけあの道路が早く整備ができるように、そうするとあの北回り復旧ルートの完成と合わせて非常に便利のいい道路になると思います。何せ県が用地買収するということですので、なかなかそこら辺が思うようにいかなかった部分はあったかなと思っております。この件については、ようございます。

次、行きます。地域高規格道路の今後の見通しはということで通告しておりますが、大分県側からは着実にこの道路整備、進んできておりまして、なかなか熊本県側が進まない状況の中で、平成 24 年の水害が災い転じて福と成すと、あれがあったから滝室坂の工事が始まったという状況で、先日議会でも滝室坂のトンネルの工事の状況を見にいきまして、やっとこれで熊本県側も高規格道路についてのスタートが切れたかなと思っております。

そこで、いくつか質問したいんですが、滝室坂はわかりました。そして、大体二重峠もどこら辺を通るかがわかりました。あとは、阿蘇谷のどこら辺を通して、いつごろ完成するのか。大まかな見通しをお知らせください。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） お答えいたします。

ただ今、議員がお聞きになった点は、阿蘇谷の中ということですが、今は未定でございます。トンネルの出口というか、入口はあそこでもう決まっておりますが、どこを通過して二重峠の北側ルートにいくか、全くもって今のところ未定でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 未定と、そういうことは絶対あり得ないと思うんですが、じゃ二重峠はどこら辺を通るかわかっておりますか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 二重峠から先でございますか？それは、ただ今のところ、大津熊本間につきましては、環境影響評価書に対する環境大臣の提言ということで、平成 30 年 11 月に住民説明会と、平成 31 年の 3 月、今年、環境評価の説明会が開催されて、最終的な

計画段階評価を実施中というところでございます。大津から先はそのような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 大津から先は決まっとるような感じですが、阿蘇谷も大体決まっておらなければならないと思いますが、発表ができないという感覚でいいですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 実際今、今度ありますのが竹田阿蘇間の測量等が始まるあれで、あれにつきましても現在もおおよそのところは決まっておりますが、そういう段階で、ただ大分側のやつを見ても大体 7～8 年を要しておるようでございますが、1 区間といいますか、1 工事終わるのがですね。例えば、最初始まりました犬飼千歳道路の 4.3 km でございますが、これについても 7 年ぐらい着工からかかっているようでございます。そうなってくると、阿蘇はどこを通るかによりますけれども、それぐらいの時間がかかるのか、それよりも短いのかもちょっと未定ですけれども、例えば大野竹田間の道路につきましても大体 11 年ぐらい、これは 12 km でございますが。ですから、この場合もできたところから供用開始がされておりますので、部分、部分の供用開始になると思いますが、もう全体の、今申しました大野竹田道路につきましては 12.3 km でございます。大体そのくらい、10 年ぐらいかかっているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今の計画でいくと、あと 20 年ぐらいかかるような計画になりはせんですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） ただこの部分は、問題は北側ルートがあそこにできますよね。それからその事業化の認定をどこで受けるかという部分はありますので、その辺のところはまだ未定ということで、現在のところを交渉しているような状況もございますので、その進捗そのものは場合によってじゃんじゃん変わってくると思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 年数はまだまだ未定ということですが、阿蘇谷のルートについては、要望しておきます。今、国道 57 号があります。これより離れたところを通る方が、次何かあったときに、一本だめになってしまったときにはこっちがあるという形でなると思いますので、そういうことも検討課題としてお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） ただ今、大分のほうの道路見ましても、ちょっと離れたところにできているようございまして、トイレ等がございませんで、その中で道の駅とかを、トイレとか買い物の場所に認定されております。当然、無料でございますので。ですから、予測でございますが、こちらを通るときもそのような道路の形態をつくられるんじゃないかなと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひそのような、多面的の考えでしていただくような要望をして
おいて、次の3番目の質問に入りたいと思います。阿蘇いこいの村の今後の利活用というこ
とで通告しております。このことは、昨日の質問でもありました。和解案を決めて、和解金
が入るとするということで、昨年の12月議会に和解案が提案されて、我々議員としても
100%満足じゃないけど、次のステージに行くために早う和解して次の段取りをしたいとい
うことで和解案を飲んだわけです。それで、昨日課長からの答弁だと、今後の利活用につい
てはまだ未定だということで、昨年の12月からやがて10箇月ぐらいかかっておりますが、
もっとスピード感を持った検討がなされてよかったんではないかと思いますが、課長の答弁
をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、お答えいたします。

12月に和解しまして、先日、最終的な解決金が払われたという形で、今、議員がおっし
やられますように10箇月ほど経っているのにまだ未定じゃないかというご意見でございま
す。我々もこれまで検討という部分は検討してきました。ただ、どうしても基本となります
現状の不動産鑑定というのができておりませんでしたので、6月の議会において不動産鑑定
の費用を補正させていただいて、今、鑑定をさせていただいたという形でございますので、
今後はこの不動産鑑定をもとに、早い段階で方向性が出せるように進めていきたいと思っ
ております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） なかなか面積も広くて場所もいいところでありますので、個人的
にあそこを利用したいという話がありますが、市役所のほうにそういう話が少しか、いっば
いか、何か入っているでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） これまでに4、5社といいますか、4、5団体の方がちょ
っと見せていただきたいという形での問い合わせがありまして、現地のほうには2、3社行
かれたという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） その人たちは、借りたいと言ってくるんですか、買いたいと言っ
てくるんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 双方ございます。最終的には買いたいんだけど、すぐは
持たんという方もいらっしゃるし、値段次第ではという問い合わせでございました。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そういう課内の会議、庁内会議、いろいろあるでしょうけど、そ
ういう会議の内容が、我々議員としてはそれがある程度決まったときに議会に報告があつて、
それをどうするかという検討しかできない。ですから、行政は議会の両輪ということである
ならば、そういう話があつておるうちに議会の委員会あたりとは協議がなされて、両方のそ

のアイデア・意見があったほうがいいんじゃないかと思いますが、課長はいかがお考えですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） その部分についても、課内で話しておりまして、必要に応じて常任委員会のほうには報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ、そういう形で、我々議員は市民の代弁者という形で、市民からの意見、苦情もいっぱい受けておりますので、そこら辺も皆さんと共有して何かの足しになればと思っておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。3 番目の質問は、これで終わります。

4 番目に、通称天空の道について、駐車場の設置をということで通告しました。これは、地震前に新しい観光スポットということで大変注目を受けておりました。そして、そのときに交通渋滞とかも起きるから駐車場をつくろうという計画までしておりましたところが、平成 28 年の地震で道路そのものが通行止めになるし、天空の道そのものがある部分崩壊しております。そして、今入り口に通行止め用の牧草のロールも置いて通行止めにしておりますが、これも古くなってきましたし、いくら通行止めをしても、駐車禁止の張り紙を貼っても、そこら止める車があったり、バイクが止まったり、あの柵を乗り越えて見に行く人が後を絶ちません。ですから、どうしても見たい人がおるならば、見れるような、地震前に計画しとった駐車場の設置をしてみたらいかがかという質問ですが、そのことに答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） お答えいたします。

本当に、非常にお気持ちはよくわかります。現場に行ってみますと、よく写真で撮られています出っ張りがこうあって、道がある。その部分がもう一部元の姿をしていない、本当に残念です。そういったこともありますし、やっぱり管理、何のためにじゃ駐車場整備をするのか。駐車違反のため、やっぱりあれも 2,000 万円以上します、整備するとすれば。また、新たな安全対策もいるということで、じゃ何のためにやるのか。地元の方が管理する道路が全面通行止めなんですということで、私たちは二重峠から 339 号を往復して管理しなくてはいけないということを言われて、地元も管理が難しいと思っていらっしゃる。そういう中に、じゃ何のために、地域の活性化にと思ってつくるのであって、それでないなら目的を今見失っているといえますか、そういった部分もございます。本当にお気持ちはわかるんですけども、非常に今、難しい状況になっております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 2,000 万円かかると。2,000 万円かからないような駐車場整備というのは考えられませんか。それともう一つ、その駐車場のところに天空の道復旧募金箱を、決して動かないような募金箱を置いて、志ある方に募金をいただくということは考えられませんか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 地元の方々に本当に聞いたわけです。そういったことも含めてですね。ただ、本当に管理の部分で、例えば補助金を使って、園地事業で、国・県のでした場合は2分の1でできるんですけれども、やはり何かトイレ等の施設があると。財政面のことで言えば。ただ、単費でつくれば、ただならしただけの駐車場もいいと。ただ、相当汚れるそうです、トイレがないと。そういう中で地元の方が本当に散り拾いをしょっちゅうなさってくださるのか。なかなか阿蘇市でランニングコストを保つことができないので、いろいろ総合的に考えたわけです。何度もですね。それは、やっぱり私たち観光課が今駐車違反の部分は見にいっていますので、それとか牧野の人たちが進入して、何かあったときは牧野の人たちの責任も考えていかなくはいけないので、お互いがかえって二次災害に遭わないようにということで、いろんな検討もしておりますが、まだいい結果といいますか、まとめに至っていないのが現状でございます。ただ、今、あれだけ入らないでくださいという告知をしているので、もし入って何かあったときには自己責任ということで整理しております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 責任を誰が取るかという話ですが、今の状態ではいけないと。あのロールも古くなったから、あの通行止めの方法をまた考えなければいけないし、どうしても止まるんです。止まるから、止めんでもいいぐらいのスペースを、原野のスペースを車か入れるようなことだけではできないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 牧柵ロールは、確かにちょっとしゃげた部分があるので、それは変えます。今、確かに軽トラぐらいが横付けできるようなスペースがあるんですよね。本当に地元の方たちが野焼きのときとか、定期的に管理するときに、そこまで全部入らないようにしてまわっていいかの確認はとって、ずっとギリギリまで、本当に牧柵ロールを持ってくる。それでもかえって逆に、そしたらやっぱり観光客が本道のほうに出してしまうということであれば、またその牧柵ロールを下げんといかん。押し合いへし合いになってしまいます。そこが今難しいんですよ。地元の人も、本当に管理をするときに、今軽トラがちょっと停められるんですよね、実際。牧柵ロールを置いていても。それを無くしてしまっているのか。また、無くしてしまったことで、逆にやっぱり出っ張って止めて、バイクとかが出てしまうんじゃないか。そういった整理もまたやっていきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） これは、十分今から協議をしながら、今の状態でいけないことはもうわかっておりますから、次の段階に進むべきだと思っております。それは地元も交えて協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、5 番目の質問です。黒川下流部の河川工事の状況はと。6 月 30 日の大雨を踏まえて考えました。6 月 30 日の夜明け前から降り始めた雨が 7 時 30 分ぐらいには、もう未来館の下は堤防すれすれの水量になっておりました。このときの雨量がどれぐらい雨量が正確に降ったか。ざっと聞いたところによると時間雨量が 30 mm で、3 時間、3 時間雨量が 100 mm ぐらい降ったということでありまして。そして、なおかつ雨量はその程度の雨量であったのに、九

電の堰はフルオープンです。開いた状態。それでもああいう状態になったということです、これは総務課長にお尋ねしたいんですが、そのときの正確な時間雨量と場所がわかれば教えてください。どちらでも。回答者は、土木部長、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 正確な雨量はわかりかねておりますが、確か私もあのときはできて、阿蘇山側に、あのときは南阿蘇のほうにかなり雨が降ったと記憶しております。南阿蘇のほうですので、乙姫川関係、それから支線がそれにより増えたと思っております。内牧も山田、古城のほうの遊水池もそのときはまだ水はほぼ入ってなかったと思いますので、阿蘇山側に降った雨により尾ヶ石下流から下の跡ヶ瀬地区の水が増えたと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 雨量計の定点観測ですか、雨量計は阿蘇市内に何箇所置いてあって、どこどこにあるか教えてください。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） すみません、ちょっと別の資料がございましたので、6 月 30 日における雨量及び黒川水位の変化ということで、まず一の宮が 176 mm ございました。その次が阿蘇土木の、これも一の宮でございますが 180 mm。それと、坊中が 253 mm。乙姫が 277 mm。それと問題の狩尾でございますが、ここが 310 mm ということで、非常に西に行くほど雨量が増えているような状況です。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今、雨量を聞いてみますと、なるほどという感じがします。そのときに激特事業でつくった手野と小倉の遊水池の状況は、どういう状況だったのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 手野については 176 mm ということで入っておりますが、小倉のほうはある程度入っております。狩尾遊水池も入っている。それと、内牧については入っておりません。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そこで、今日、議会終了後に全員協議会で説明もあるような話ですが、そこでこの下流部が非常に今危ない状況にあると。とにかく支線の河川改修が進んで、周りの水が集中的に黒川に集まって下流に集中するということで、下流域の住民は下流域の河川改修、これを何とか進めてもらわんと、俺たちが遊水池んごたるじゃないかということで言われておりますので、そこら辺について土木部長はいかがお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） この件につきましては、遊水池のほうの整備計画もあるようでございますし、市としても黒川下流域の河川増水対策については、今日説明があります河川整備計画に盛り込んでいただくように県に対しては要望を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひそのところを協力に要望していかなければならないと思って

おりますし、昨日、的石の大正橋が通行再開になりました。そのときに、県の土木部長に聞いたところ、橋を延ばして架け替えた。下部工を引いて架け替えたという話を聞いたときに、これは拡幅するときにまた橋を扱う必要はないかと。6～7m橋が延びておりました。ですから、単純計算でまた 6～7mは川が広げられる可能性があるかなという思いでありますので、そこら辺も踏まえて、今後、要望活動、陳情していきたいと思います。土木部長も一緒に、決意のほどを。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 黒川の上流部は、大分改修、遊水池等済んでおりますので、残るは下の方とっておりますので、五嶋議員と一緒にこれから頑張っていきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） また、これは進行形で考えていかなければならないと思っております。5 番目終わりました。

最後の質問に入ります。有害鳥獣駆除について、これはちょっと皆さん、訂正をお願いします。通告書が野間地区となっておりますが、これは夜間銃猟を参考に和歌山県の夜間銃猟です。和歌山県が夜間に鉄砲で駆除をするということを今やっておりますので、そのことを参考に質問したいと思いますが、基本、銃猟は日の出から日没までということになっております。法律の一部改正によって、和歌山県が夜間の銃猟を今始めておりますので、その夜間の銃猟ができないかという思いで今回の質問をしております。なぜなら、我が地元の狩尾牧場は、牧草地が 500～600 m²ありますが、牧草地に堆肥を振る関係でミミズが出てきて、そこにイノシシがそのミミズを掘りにきて牧草地がもうロータリーで耕したどころじゃなかつた。もうプラグで耕したぐらいガタガタになって、牧草が切られんようなところが盛んにあります。それで、地元の駆除隊に何とか駆除を牧場でやってくれと頼んでも、あの地形だとすぐ裏に菊池の国有林があります。イノシシはすぐ国有林に逃げ込んで、昼もそこに追いかけていって、あと犬の回収が非常に困難を極めるということで、一般の銃猟ができない状況なんです。夜、私たちが仕事をしていると、もう 6 時半から 7 時ぐらいになったら、夕暮れときにはもうイノシシがごろごろ、10 匹も 20 匹も目にかかるような状況です。これは、今ごろ、今打たれるならよかばってんねと思いますが、法律違反ですので、それを何とか可能にできないかということで質問ですが、佐伯課長が答弁しそうな顔をしていますので、よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、和歌山県の事例を若干ご説明を。平成 28 年から全国に先駆けまして実施されておりました、昨年度でございますけれども、今年の 2 月から 3 月でございますが、16 日間実施されまして、54 頭の捕獲実績でございます。和歌山については、ニホンシカを対象にした夜間銃猟でございます。県庁の担当者のほうに確認をしたんですが、和歌山県といたしましては日中の捕獲活動を含めて年間 1 万 7,000 頭以上のシカの捕獲を目標設定されてあるようでございます。そういった中で、現時点で日中と夜間合わせましてそこまで到達していな

いということで、そもそも夜間銃猟については昼間の捕獲の、それを補うために国の法律改正で定められたものでございますけれども、それまで達してないということで、まだまだ発展途上、試行錯誤してまいるということで聞き及んでおります。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） まだまだ和歌山県での実績が上がっていないということもよくわかります。ただ、最少人員しか今はできないわけですよね。そして、特別な審査を受けて、それら合格した人しかそれに従事できないということで、まだまだ今、そのテストの段階で和歌山県以外でそういう夜間の銃猟ができているところがどれぐらいありますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これについては、ホームページ等で確認をいたしました。北海道でありますとか、あと関東方面、それから関西のほうでやられているようでございます。実際、夜間銃猟できる、都道府県知事から認定をお受けになった団体ということで、これについてはそもそも夜間銃猟を行うにあたってですけれども、都道府県が計画を立てて、熊本県内で計画を立てたものに特別な認定をお受けになった捕獲事業者、これは法人ですけれども、法人が、これが認定事業者ということで全国で 142 団体あります。そのうち県内で 6 団体でございますけれども、その県内の 6 団体でもまだ夜間銃猟の実績はございません。全国でいいますと 142 事業者のうち 19 事業者が夜間銃猟の実施ができるという認定をお受けになってございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ、熊本県でもそういう認定が受けられるような、その代行をするのは熊本県猟友会だろうと思いますが、ぜひそこら辺を、阿蘇の農政課の立場からも強く、我々狩猟者としてもまた要望していきたいと思っておりますし、和歌山県と阿蘇の違いは、和歌山は山の中です。阿蘇は草原の中で、見通しがききますから、より結果が出るんではなかろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど議員のほうから国有林のほうに逃げ込むという、イノシシでありますけれども、これについては昨年でございますが、森林管理局と阿蘇市との間で国有林野の中の部分の捕獲活動ができるような協定も結ばせていただいております。従いまして、そういう協定内容も活用しながら、地元の捕獲隊等の連携も、ぜひ森林管理局と連携の中でやってまいりたいと思っております。和歌山県と熊本県の違いは当然ありますけれども、大きく違うのは、和歌山県の考え方と熊本県の考え方が若干違うのかなと。和歌山県については特別な有害鳥獣捕獲に対する部署が正式につくられております。熊本県については、複数の所管で処理をなさっているというところもありますので、ちょっとその辺の県の温度差があるのかなということで私個人としては思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 和歌山県と熊本県の違いは、ジビエの利用についても大きく違います。和歌山県はジビエ肉を給食センターに出すぐらい普及していますか、その違いはあり

ますが、徐々に熊本県もレベルアップしてそういうところに追いついていかなければならないと思っております。ですから、本当は夕暮れから 10 時までぐらいをやるということですが、ハクゴウのときだけ、夕暮れどき、まだ薄暗いときだけでもできると結果が出るんじゃないかと思っておりますので、どうかよろしく。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 狩猟法で、議員もおっしゃいます日没から夜明けまでは活動ができませんので、法律違反になりますので、その辺はしっかり管内の駆除隊のほうにも市といたしまして指導のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） もう求めます。ですから、結果を出すためには、やはり熊本県であつたり、熊本県猟友会が和歌山県並にレベルを上げて取り組まなければならないと思っております。一生懸命頑張ります。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 15 番議員、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

続きまして、6 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番議員、日本共産党、竹原祐一です。一番最後の一般質問となりましたが、気力を込めて、全力でまた質問を行いたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

一番最初に、ちょっと一応今回、3 問の一般質問を行いたいということで発言通告書の中では書いてありますが、今回、種子法の廃止に伴う熊本県独自の条例制定についてという項、この質問は 9 月 10 日の新聞報道の中で、熊本現知事は昨年 4 月に廃止された主要農産物種子法に係る県条例制定を 12 月議会に向け準備を進めるとの発言報道がありました。また、本市で、本市議会においても、条例制定の請願書、そして経済建設委員長の意見書が熊本県に対し提出が予定されていますので、条例制定に向けての状況を今後見極めていきたいと考えておりますので、発言を省略させていただきます。どうかよろしくお願いします。

それでは、一般質問を続けさせていただきます。

一昨年、県の補助金を使い阿蘇市における子どもの生活に関する実態調査報告が本年 3 月に報告されました。この具体的調査の内容についてお答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

本調査についての具体的な説明ということですが、この調査は熊本県が実施したもので、家庭の収入と各家庭における生活関係とかに関係がないかという部分で、それを主眼として行われたものです。その中で、全国的なニュースとかでもありましたけれども、貧困世帯という表現がありますけれども、こちらのほうは OECD、経済協力開発機構が定めた計算式によって、世帯数とか、収入の関係で一定の、1 人当たりの収入みたいな形のやつを出して、それが全国平均の 2 分の 1 を下回っている世帯を貧困世帯という表現で行われてい

る結果になります。熊本県の調査も、その貧困世帯という部分、こちらに集中して分析等はされていますけれども、阿蘇市における部分ですけれども、熊本県が実施した子どもの生活に関する実態調査によれば、貧困線を下回る世帯の割合は 15%で、阿蘇市では 14.2%、県では 15%でしたけれども阿蘇市では 14.2%となっております。なお、阿蘇市、こちらのほうは熊本県からのデータをもらって分析調査をしたもので、小学 5 年生と中学 2 年生の児童と保護者にアンケートを採って、405 人中 331 人から回答を得たもので分析を行っております。これで私がわざわざ最初に貧困線の話をしたんですけれども、この貧困線を下回っているからといって貧しいというわけではないと、ここだけはちょっとご理解いただきたいと思います。どんなに収入、所得が低くても普通にというか、幸せに世帯、これを築かれている、これだけはちょっと忘れてほしくないという部分がございます。

後は、質問に沿ってお答えしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） それでは、その調査の内容に従って質問をさせていただきます。就学援助金制度、そして生活保護制度について、申請方法がわからないという方が、いわゆる貧困線を下回る中で 2.6%、これは実数から言えば 1 人ということですね。ということなんですけれども、実際、それでも制度自身が周知をされてないというのが問題だと私は考えておりますので、その辺の対処の仕方ですね、今後どういう形で行っていくのか、ご回答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今、質問の中にありましたとおり、331 人のうち申請方法がわかられないと答えた方は 5 人、その 5 人のうちの 4 人の方は、その申請をする必要がない方ということで、今おっしゃられたとおり 2.6%というのはその貧困線、先ほど説明したやつ 47 人のうちの 1 人、47 人のうちの 1 人なんで 2.何%という形で大きい数字にはなりますけれども、一応こういう方がいらっしゃるの事実なので、ただこの人に向けてというよりも、これから多くの世帯にわかりやすい制度の説明、必要に応じた説明、あとはこっち側からの説明だけでなく、いろんな場所等で相談があったときあたりに、その制度の説明を求められてなくてもこういう感じの事業がありますよという形の説明をできるように体制を整えていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

2 番目が、経済的理由で医療機関を受診できなかったと、これが 1 層では 7.9、2 層では 2.2%ということで、この問題は本議会の中で 18 歳までの医療費完全無料化に向け、来年より実施予定であるということで市民部長から発言がありましたので、この決断というのは子育て支援として大きな意義を持つものだとは私は考えます。市長、ご決断ありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） この問題については、別に竹原議員がそれを要望したからというわ

けではありません。阿蘇市全体のその子育て支援ということもあって、議会の皆さん方の理解を求めることによってなしえるものだと思っておりますから、あえて竹原議員のほうから改めて、市長、ありがとうというのは、ちょっと受け入れがたいところがありますので、発言をさせていただきました。皆さんのおかげであるということだけは肝に銘じて、これからさらに進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） よくわかりました。

それで、この子どもの医療費無料化について、他の自治体でちょっと発言がありますので、それを説明させていただきます。これは、大阪の摂津の自治体ですが、4年前から18歳までの医療費完全無料化に踏み切っています。そこでいろいろと言われている医療費の高騰ですね、それに対して市長は次のように発言をしています。市の国民健康保険ベースに限って見れば、子どものレセプト件数は無料化の後でも急増しておらず、安易な受診が増えているとは言い切れません。子どもはちょっとした変化で受診することで早期発見につながることもあります。長期的に見れば医療費は減ることになります。そして最後に、医療費の無料化、子育て支援で大切なのは、市民に定住をしてもらい、将来はお返ししたいと思ってもらうことです。助けられた人が今度は税金を納めて、別の人を助けてくれれば、投じられたお金も生きることになりますという形で、この医療費無料化の制度が後々のまで生きていくと、そういう形で語っておられます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。中身が非常に難しいんですけれども、朝食を食べる頻度ですね、これが1層の方で11.2%ということですね。ですから、非常に少ないですね。その辺を、どういう解釈といいますか、理解をされておるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今の質問に答える前に、ちょっとその前の部分なんですけれども、医療費の無償化については、今から検討・検証に入っていくという部分で市民部長のほうからはあっていると思いますので、いろんなことが今確定しているわけじゃないということだけは、ちょっと事前にお答えさせてください。今からの部分でいろいろ検討すべき事項もございますので、そのときにはまた正式にお伝えさせていただきたいと思います。

朝食の問題ですけれども、回答があった331人のうちに、ほぼ毎日食事を食べない児童は5人で全体の1.5%、ほぼ毎日食べないという方はですね。その理由としては、おなかがすいてないとか、食べる時間がないとか、一般的な世帯、どこにでもちょっと見られる状況ではございます。ただし、実際、食べる習慣がない児童が2人ということは、重要な部分があると思いますので、今後も食の大切さ等はやはり親も子も含めて周知していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） わかったような、わからんような説明で、ありがとうございます。どっちにしても、食というのは、朝の食事はどうしても1日の活力という形で考えられておりますので、これ習慣でどうしても考えていく必要があると思います。ぜひとも学校教育の

中でも食育に対しての重要性、進めていっていただきたいと考えております。

それでは、次の保護者に対し子どもをどの学校まで進学をさせたいかということですが、これも階層によって全然違うんですけれども。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今のご質問の内容なんですけれども、一応高等学校まででいいと親が思っている人が第1層、つまり貧困世帯を下回っている世帯に多いという結果に対する見解をお願いしますということでよろしいですかね。この調査だけでは、経済的状況とかのために進学を諦めたのか、または最低でも高校まで進学させたいという意味でその答えを選んだのか、アンケートが県の設定したやつで、そこら辺が曖昧なのでちょっとなかなか数字的な意味合いというのはつかめない状況です。こちらとしても大学まで希望してないからどうなのかという部分を判断する立場に今のところはないんで、そこについては何とも回答しがたいところなんですけれども、一つだけ言えるのは、子どもがこれから先、進学をしたいとか、そういう意思を持っておる子どもがいた場合には、福祉課としてもいろんな支援はしていきたいと考えておりますし、そこは教育課とも連携をしてやっていくべきかなと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 1層の保護者の場合、経済的な余裕がないということで40%の方が高校までという形で答弁をされているわけですね。ということであれば、私、最悪でも行政として給付型の奨学金ですね、そういう制度も考えていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えします。現状においては、高等学校までということで、阿蘇市内におきましても中学校卒業しましてほとんどの生徒が高等学校まで進学している状況でございます。来年4月からも高等学校等の就学支援制度ということで、それも改正になりまして上限額が引き上げられまして、私立の高校の進学についても保護者等の課税所得を基準として保護者の負担軽減がされるという予定になっています。それで、現在でも高等学校等就学支援金、それと、それに併せまして生活保護世帯とか、住民税の所得割の非課税世帯におきましては、高校生の奨学金給付金という制度もございますので、非常に負担の軽減が今の段階でもされておりますので、阿蘇市としてもそれをさらに給付というところでは考えていないところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） はい、わかりました。それでは、できるだけその辺は給付という形で考えていっていただきたいと要望をしておきます。

それで、次の質問に移らせていただきます。次は子育て支援についてということで、いよいよ明日から保育所、幼稚園、そして認定こども園の保育料の無料化が始まります。しかし、この保育料の無料化、中身は実際昼食などの食費約3,000円、それから副食料、材料費、月4,500円、保育料が無料となっても副食料が実費徴収されることによって負担増にならない

ように、これまでの保育料が減免されていた生活保護世帯や3人目、免除される第3子以降の児童が第1子、第2子が同時入所の場合の奥さんに加え、年収360万円以下の世帯についても、副食材料費が新たに免除になりました。また、0歳から2歳については、免除の範囲を拡大するものの、保育料は基本的に据え置きとされています。概略的な制度の中身はこうなのですが、不足があればご説明をください。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の回答ですけれども、概略であれば今のとおりで間違いはないと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 今回の無料化の中で、いくつかの問題があると思います。その中で、幼稚園、保育所、認定こども園など、副食の徴収事務ですね、副食代を集める事務、これは個々の保育所が集めるのか、公立の場合は市役所の方が集めていくのか、例えば個々のまた保育園なり認定こども園が集めていくのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 副食費等々徴収方法ですけれども、まず公立保育園は今までもり市が徴収するという形になります。認定こども園は、今までも認定こども園が徴収をしておりましたので、そこは変わりはない。私立の保育園が今後は自園で徴収するという形になります。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） そしたら、ちょっと確認ですけれども、公立の保育所の場合、役所のほうで徴収をすると、その方法の仕方は具体的はどういう形になるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 基本、多くは利用者から同意をもらって銀行口座から引き落としという形になります。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） そして、引き落としはいいんですけれども、額を1人、1人に出していけないかですね、請求金額。この業務は誰がするのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 公立の話であれば、市でやります。私立であれば、その運営者のほうからこうなるとい話になると思います。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 公立の保育所の場合は問題はないと思うんです。私立の場合は、結局その業務というのは保育士さんが実際やっていくと。ということであれば、請求業務、集金、そして説明、そこまでを保育士が行うということであれば、また業務の拡大という形になると思うんですよね。実際、保育所の仕事自身も非常に多忙な中で労働過重という形で非常に厳しい状態になっていますので、その辺の労働改善のためにも、これは少しでも事務負担が軽減されるような工夫もやっぱり考えていく必要があると思いますが、いかがでしょう

か。

○議長（湯淺正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 現時点では、その部分は検討しておりませんが、もちろん今からこれは実施される制度になっていきます。その中で、どういう不都合が出てくるのか。ここら辺はちゃんと把握して、何か、問題があれば、やはり検討していきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ご検討のほど、よろしくお願いします。

それで、あとこの副食費の滞納についての問題が出てくるんですが、実際、小学校・中学校の給食費の滞納も発生していますので、これ副食費が有料になれば滞納という問題が出てくると思います。この辺の対応の仕方ですね、どういう形で対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今からその部分というのは徴収が始まる部分で、今までの例でちょっと話しますと、公立保育園の場合は、やはり滞納が生じた場合は本人さんにちゃんと連絡を取ってお払いくださいという部分を言う例もございますし、相手からの求めと相手の理解が得られれば、こちらからの求めという部分もございますけれども、児童手当、こちらのほうからその滞納分を今度落としてくださいという・・・ができればやっている状況です。今後、私立保育園でそこら辺がどのように発生していくのか。実際、発生していかないような工夫をまず園の方でやられると思いますので、そこら辺については今のところの段階では何も考えてはいないところです。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 児童手当から徴収をしていくと、そういうことですね。滞納の話をしていっても払えない場合は、児童手当のほうから徴収をしていくという形でしょうか。

○議長（湯淺正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ちょっと若干ニュアンスが違うので訂正させていただきます。あくまでも相手の了承が得られた場合には児童手当から引けるということです。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 私も言葉が足りませんでしたが、実際全国の自治体の中では、今回の保育料無料化について、副食代徴収に対しては保護者に対し事前に同意を求めるという、児童手当から徴収をするという確認書、同意書を先にとるというのが今各自治体で行われている状態です。これは、実際、文部省のほうも給食費の滞納についても、この児童手当から差し引くということは別に指定はしてないんですよね。ですから、そもそもの考え方がちょっと違うんじゃないかと私は思います。保育園の給食は国の保育指針においても保育の一環、そういう形で位置づけられております。そして、これまでもおやつ代に当たる副食費は、自治体が徴収する保育料の中に含まれていました。そして、どの子も楽しく保育園で給食を食べ、そして家庭で給食の話ができるというのが、園が給食費を徴収していないからです。給

食費を払える、払えないという保護者の生活状況は、子どもの責任ではありません。当然です。私もそこはわかります。親の責任なんですよ。しかし、子どもの責任ではないというのは理解されますね。ですから、その辺なんでよね。だから親の責任において滞納すると、親もやはり好きで滞納するんじゃないんですよ。児童手当というお金はやっぱり定期的に入ってくる収入ですから、それをあてにまた次は家賃の足しにしようか、そういう形で考えていらっしゃる場合もあるわけです。そういう中で副食費の滞納のためにその児童手当から差し引くと、そういうことであれば、やはり何らかの手を打っていく必要があると思うんですよ。そういう中で、今、この副食費の滞納問題、それと保育の食事の位置づけ、その関係で全国の自治体の中で副食費の補助、それが始まっています。ここ熊本県でも益城、そしてあとは大きい市はそこだけですね。あとは、町、そして芦北町と、そして津奈木町、それから村、五木村、球磨村、ここで実施をされる予定です。一応予定ということで、熊本県では考えています。そして、全国では104の自治体の実施予定ということです。ですから、これ、考え方としては、多くの自治体は今まで独自の財政支援で文部科学省、厚生労働省が指定をする保育料より低い料金を自治体の財政を使い低い料金を決めていたと思います。となると、保育料が無料化になるということは、その部分の財源が浮くわけです。違うんでしょうか。ですから、子どもが困らないように、無償化によって不用となる自治体独自の保育料減免の財源を活用して、副食材料費の減免の拡充、積極的な活用を行う必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） なかなかまとめるのが、ちょっと難しいんですが、まず副食費の阿蘇市の独自補助というのは2,000万円前後の新たな一般財源が必要になりますので考えておりません。

それと、先ほど児童手当を押さえてその中から副食費を払うとかいう部分で、家賃をあてにしているとか、いろいろありますけれども、家賃なのか、副食費なのか、水道代なのか、どこが優先なのかというのは、なかなか決められないと思います。従いまして、先ほど課長が言ったように、滞納されている方については保護者を呼んでなり、またこちらが夜間徴収で伺った時点でこれだけの滞納がありますので、何回言ってもどうしても対応できない人については、この児童手当、今月分これがありますと、このうちからどうですかということで相手の了解を求めた上での、双方合意の上でちゃんと確認を取って対応しておりますので、その辺は差し押さえとか、そういう状態じゃないくて、双方合意の基でやっている。先ほど議員も言われたように、副食費が新たに始まったわけではないですよ。もともと保育料の中に入っていた。その部分で保育料の部分だけが無償化になったので、新たに発生してくるという形ですので、それは基本的には今までの保護者の負担というのは大幅に減っているという形です。

それともう1点、低所得者の人たち、新たな負担。この人たちについては、もちろん低所得者については4,500円の副食費は不用と、非課税世帯の部分についてはなっておりますので、それなりの措置が講じられておりますので、まだ明日からこの制度が始まるわけでござ

いますので、阿蘇市としては現時点では、金曜日の答弁でも課長が申し上げましたとおり、国の制度に基づいて対応していくということでございます。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ちょっと今の若干補足ですけれども、非課税世帯、360 万円未満の部分については副食費無償になっておりますので、一般的に中所得的な、そういう階層以上の方は副食費を納めてもらうという形になっております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 副食費についての滞納の集金ですね、これは十分、保護者と話し合い、そして納得の上、そういう形で実施をお願いしたいと思います。この話については、まだまだ今からずっと話を進めさせていかせていただきたいと思いますと考えております。

それでは、次の問題に移りますが、これも朝の大倉議員の中で子育て支援センターですね、この再確認という意味で具体的に、今、山田を仮設にして、それであと何箇月ぐらいのスパンとか、そういうのがわかれば、タイムスケジュールがわかればお聞かせ願いたいんですが。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 全員協議会でも申し上げましたが、仮移転、山田小学校に行って、今回ちょっとトイレの改修とかを行いまして、できるだけこの仮移転の期間が短い方がいいんですよね。今の施設がやはり危険という判定をいただきましたので。本移転につきましては、4 つか 5 つぐらいの候補を今保護者のほうに説明をした上で、優良の地点、被災があまりないという時点でやっております。総合的には最終的な合意は得ておりませんが、基本的にいい方向といたしますか。ある程度理解をいただいておりますが、ただやはり今の段階で次の段階をもうすぐ行政が進めるということになると、今までの時間を掛けてきた話し合いが無駄になりますので、やはりそこは親切、丁寧に説明をした上で、なかなか 100%のご理解を得るのは難しいと思いますが、基本は移転することがマイナスでなくて移転することがプラスになるような形で皆さん方に説明した上で、予算の計上とか、次の場所とか、そういうところの段階に移りたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） ここの子育て支援センターの話については、いろいろと今年初めから問題がありましたので、十分に利用者と話し合いの上、お互いに納得に上で話を進めていただきたいと思いますと考えております。どうか、よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 6 番議員、竹原祐一君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第 111 条の規定に

よりまして、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

このあと追加議案がございます。

お諮りいたします。ただ今、委員会発議 2 件、議員発議 1 件が提出されました。この際これを日程に追加しまして議題といたしたいと思います。これらご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会発議 2 件、議員発議 1 件を日程に追加し、議題することに決定しました。

お諮りいたします。ただ今日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました案件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 1 発委第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 1、発委第 1 号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 朗読を省略します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） 提案理由の説明。総務常任委員長、田中弘子。それでは、発委第 1 号、提出者の提案理由の説明を行います。

過疎地域として指定されている旧波野村地域は、これまで過疎対策事業等など有利な財源を活用し、産業振興や生活環境整備など、様々な事業に取り組んでまいりました。しかしながら、現行の過疎地域対策緊急措置法は、令和 3 年 3 月をもって失効することになっており、この法律の失効は今後地域の地域振興に大きく影響するものであります。過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も継続するために、引き続き過疎地域に対して総合的かつ

積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが必要であります。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、本主旨にご賛同いただきますようお願いをいたしまして、提案理由といたします。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第1号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発委第2号 主要農作物種子法に関わる熊本県独自の条例制定を求める意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第2、発委第2号「主要農作物種子法に関わる熊本県独自の条例制定を求める意見書の提出について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 朗読を省略します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） それでは、発委第2号、提出者の提案理由の説明を行います。

平成30年4月に主要農産物種子法が改正されたことにより、これまで都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的に裏付けがなくなりました。今後は、稲などの種子価格の高騰や地域条件などに適合した品種の生産・普及などが衰退することが想定され、また民間企業が種子市場を独占することで、食の安全・安心食料主権が脅かされることも懸念されます。よって、これらの農家の不安を払拭するためにも、熊本県に対して種子法に代わる県独自の条例制定を強く求めるため、本案を提出するものであります。

議員各位におかれましては、本主旨にご賛同いただきますようお願いをいたしまして、提案理由といたします。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第2号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第3号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第3、発議第3号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 朗読を省略します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森元秀一君。

○12番（森元秀一君） それでは、発議第3号、提出者の提案理由の説明を行います。

今もなお、全国各地で高齢者運転による悲惨な事故が相次いで発生しています。警察署は、75歳以上の運転免許保有者が2022年、令和4年には663万人に膨らむと推計しております。今後、過疎地域を中心に生活の足として自動車は欠かせない高齢者も多い中、地域における移動手段の確保は最重要課題とされています。

よって、地方自治体や民間事業者との連携を図り、総合的な事故防止対策としての高齢者運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保に向けた取り組みを強く要望するため、本案を提出するものです。

議員各位におかれましては、本主旨にご賛同いただきますようお願いしまして、提案理由といたします。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第3号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、令和元年第2回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

着座のままでご挨拶申し上げます。令和元年第2回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月12日開会以来、本日まで19日間にわたる、提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことは、皆様方とともに、誠に同慶に耐えません。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりましては、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、姿勢各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

終わりにになりましたが、終始議会運営にご協力いただきました議員並びに執行部各位のご協力に対しお礼を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上をもちまして、閉会いたします。

午後3時30分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和元年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員